

令和2年 5月 8日 (金)

令和2年河南町議会5月臨時会議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

令和2年河南町議会5月臨時会議会議録

年 月 日 令和2年5月8日(金)

場 所 河南町議会議場

出席議員 (11名)

1番	河合英紀	2番	大門晶子
3番	野村守	4番	佐々木希絵
5番	廣谷武	6番	福田太郎
7番	力武清	8番	中川博
9番	浅岡正広	10番	加藤久宏
12番	小山彬夫		

欠席議員 (1名)

11番 田中慶一

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田昌吾
教 育 長	新田晃之
地方創生特命理事	玉川英資
総合政策部長	辻本幸司
総務部長	渡辺慶啓
住民部長	上野文裕
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	赤井毅彦
総合政策部秘書企画課長	池添謙司
総合政策部危機管理室長	牧野勉
総務部総務課長併選挙管理委員会事務局長	多村美紀
総務部副理事兼施設整備担当課長	谷道広
総務部人事財政課長	和田信一
総務部契約検査室長	辻元哲夫
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長	中筋美枝
住民部副理事兼保険年金課長	大谷由候
住民部副理事兼税務課長	福瀬一

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長	福 田 新 吾
健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長	田 村 夕 香
まち創造部副理事兼地域整備課長	安 井 啓 悦
まち創造部副理事兼環境・まちづくり推進課長兼農委員会事務局	大 門 晃
まち創造部副理事兼上下水道課長	辻 宅 英 之
まち創造部副理事	江 尻 武 弘
(出 納 室)	
副理事兼会計管理者兼出納室長	杉 原 茂
(教育委員会事務局)	
教 ・ 育 部 長	湊 浩
教 ・ 育 部 教 育 課 長	中 海 幹 男
教 ・ 育 部 中 央 公 民 館 長 兼 大 宝 地 区 公 民 館 長 兼 回 書 館 長	久 保 広 一
教 ・ 育 部 こ ども 1 ぱ ん 課 長	田 中 啓 之
教 ・ 育 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	梅 川 茂 宏

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	木 矢 年 謙
課 長 補 佐	森 弘 樹

会議録署名議員

4 番 佐々木 希 絵
5 番 廣 谷 武

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第19まで（ただし日程第11及び第18は削除）、及び追加日程

令和2年河南町議会5月臨時会議

令和2年5月8日（金）午前10時開議

議 事 日 程（第1号）

日程第1	議席の指定及び変更について	7
日程第2	会議録署名議員の指名	8
日程第3	会議期間の決定について	8
日程第4	議案第8号 功労者の表彰について	12
日程第5	行政報告	13
	報告第1号 令和2年専決第2号 令和元年度河南町一般会計補 正予算（第6号）	13
	報告第2号 令和2年専決第3号 令和元年度河南町一般会計補 正予算（第7号）	13
	報告第3号 令和2年専決第4号 河南町税条例等の一部を改正 する条例の制定について	13
日程第6	選任第1号 福祉文教常任委員会委員の選任について	28
日程第7	選任第2号 小学校問題及び公共施設再編整備計画調査特別委員 会委員の選任について	29
日程第8	選任第3号 河南町政治倫理に関する特別委員会委員の選任につ いて	29
日程第9	推薦第1号 河南町都市計画審議会委員の推薦について	29
追加日程第1	廣谷議員の議会運営委員会委員の辞任について	30
追加日程第2	浅岡議員の議会運営委員会委員の辞任について	31
追加日程第3	選任第4号 議会運営委員会委員の選任について	31
追加日程第4	大門議員の議会広報特別委員会委員の辞任について	32
日程第10	議員提出議案第1号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び 旅費に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	35

日程第11	議案第9号	和解及び損害賠償の額の決定について（削除）	
日程第12	議案第1号	河南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	46
日程第13	議案第2号	河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	46
日程第14	議案第10号	河南町税条例の一部を改正する条例の制定について	56
日程第15	議案第3号	令和2年度河南町一般会計補正予算（第1号）	59
日程第16	議案第4号	令和2年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	90
日程第17	議案第5号	令和2年度河南町水道事業会計補正予算（第1号）	92
日程第18	議案第6号	令和2年度河南町一般会計補正予算（第2号）（削除）	
日程第19	議案第7号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約等の変更に関する協議について	99

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（小山彬夫）

おはようございます。

会議を開催する前に、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が延長されました。一日も早く終息を願うものですが、本日の会議におきましても、感染拡大防止対策に細心の注意を払う必要があります。議場の議員席は2人席から1人席にして間隔を広く取り、また、理事者席についても3人席を2人席にしております。また、傍聴者におかれましても、過密を避けるために、議場内の傍聴席は閉鎖し、301会議室で視聴していただくことにします。

それでは、これより令和2年河南町議会5月臨時会議を開催いたします。

ただいまの出席議員は11名でございます。田中議員は欠席との連絡を受けております。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小山彬夫）

本臨時会議に対する説明員の通知は、議長宛てに回答がありましたので、お手元に配付しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議席の指定及び変更についてを議題とします。

去る3月24日告示の町議会議員の補欠選挙の執行及びその後において会派の異動がありました。議席に配付しております河南町議会議員会派別名簿のとおりでございます。

会議規則第4条第3項の規定に基づき、議長において議席を指定します。

まず、無投票当選されました河合議員を議席1番に指定します。続いて、変更のある議員のみの議席を指定します。浅岡議員を9番、加藤議員を10番、そして私、小山を12番で指定します。

○議長（小山彬夫）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、4番 佐々木議員、5番 廣谷議員を指名します。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第3 会議期間の決定についてを議題とします。

5月1日に開催されました議会運営委員会の審議結果をお手元に配付しております。

これにより、本臨時会議の会議期間については本日1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。よって、本臨時会議の会議期間は本日1日と決しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

ここで、今回、初議会となる河合議員から一言挨拶をお願いいたします。

河合議員、こちらへ。

○1番（河合英紀）（登壇）

おはようございます。

3月の補欠選挙で当選させていただきました河合英紀です。今まで、作業療法士として医療の世界で頑張ってきました。その知識と経験を生かして河南町のために貢献できたらと思っています。これからよろしく申し上げます。

○議長（小山彬夫）

河合議員の挨拶が終わりました。河南町住民、町議会の発展のために頑張ってくださいと思います。よろしく願いしておきます。

ここで、令和2年河南町議会5月臨時会の開催に当たり、町長から挨拶の申出がございましたので、これをお受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

おはようございます。

本日、令和2年河南町議会5月臨時会議に際しまして、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。

まず初めに、去る3月に行われました町議会議員補欠選挙におきまして河合議員が見事当選の栄に浴されましたことを、心からお喜びとお祝いを申し上げます。

また、同じく行われました町長選挙におきまして、多くの住民の皆様のご支援、ご支持をいただき、町政を担うこととなりました。誠に光栄に存じますとともに、改めて、責任の重大さを痛感し、住民の皆様の期待にお応えしていかなければならないという思いでいっぱいです。

今回の選挙におきましては、14年の長きにわたる武田勝玄町長の意思を引き継ぎ、さらに発展させることを念頭に、住民目線の町政を進めてまいる所存であります。議員の皆様、住民の皆様におかれましては、格別のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今臨時会議には、緊急事態宣言が発せられ、新型コロナウイルス感染症に対応するための予算で緊急に編成し、住民の皆様の生活を維持していくためのものとして提案させていただくものでございます。私自身が公約として掲げました継承と発展につきましては、次の6月の定例会議におきまして肉づけ予算とともに申し述べさせていただきたいと存じますので、議員の皆様のご理解をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、政府は5月4日の対策本部で、感染者の減少が十分なレベルとは言えず、医療現場の逼迫した状況を改善するには1か月程度必要として、全都道府県を対象とした緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決定されました。また大阪府は、5日の対策本部会議におきまして、事業者への休業要請や外出自粛要請を段階的に解除するための府独自の基準、大阪モデルというものを決定されました。本町職員につきましても、勤務体制でございますが、5月10日までは現在行っております2班の体制で対応いたしまして、5月11日以降、来週でございますが、2班体制を維持しつつ、分室での勤務体制で対応するということといたしております。議員の皆様におかれましてもご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会議にご提案申し上げます案件は、報告の案件3件、条例案件3件、予算案件4件、その他案件3件の合計13件でございます。

まず、報告案件でございますが、報告第1号 令和2年専決第2号 令和元年度河南町一般会計補正予算（第6号）の報告でございます。河南町議会議員補欠選挙に要する経費を令和2年3月13日付で専決させていただきました。なお選挙は、選挙すべき議員の数が1人のところ、届出のあった候補者が1名であったため、無投票となりました。

報告第2号 令和2年専決第3号 令和元年度河南町一般会計補正予算（第7号）の報告でございます。地方譲与税や各種交付金など、主に収入額の確定に伴いまして、令和2年3月31日付で専決をさせていただきました。

報告第3号 令和2年専決第4号 河南町税条例等の一部を改正する条例の制定についての報告でございます。地方税法等の改正に伴いまして、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し及び所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するための改正等を令和2年3月31日付で専決させていただいております。

続いて、条例案件でございますが、議案第1号 河南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。国の新型コロナウイルス感染症対策本部の緊急対策に、後期高齢者医療において国の財政支援が決定されたことを受け、大阪府後期高齢者医療広域連合において傷病手当金を支給することに伴いまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給申請受付事務を本町において行う事務に加えるための改正でございます。

議案第2号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。後期高齢者医療と同じく、国の財政支援が決定されたことを受けまして、厚生労働省から市町村等に対し、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給を行うことを検討する要請があり、本町でも傷病手当金の支給を行うための条例の改正でございます。

次に、予算案件でございます。

議案第3号 令和2年度河南町一般会計補正予算（第1号）でございます。新型コロナウイルス感染症に関連する予算を計上しております。主なものといたしましては、国の補正予算に計上されました1人10万円の特別定額給付金給付事業や、大阪府との連携による休業要請支援事業、町独自の取組といたしまして、高齢者生活支援給付、町内事業者に対する休業支援、小中学生の学校給食費の助成事業などについて予算を計上させていただくものでございます。

議案第4号 令和2年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。新型コロナウイルス感染者などの対象者に支給する傷病手当金の予算を計上するものでございます。

議案第5号 令和2年度河南町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。水道基本料金を4か月間全額免除するための予算を計上させていただくものでございます。

議案第6号 令和2年度河南町一般会計補正予算（第2号）でございます。議案第9号との関連により、当該議案の損害賠償額及び町の訴訟代理人に対する報酬を計上させていただくものでございます。

次に、その他案件でございます。

議案第7号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約等の変更に関する協議についてでございます。大阪広域水道企業団が共同処理する事務に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約等の変更に関する協議をお願いするものでございます。

議案第8号 功労者の表彰についてでございます。14年の長きにわたり町の発展に尽力され、去る2月14日に亡くなられました故武田勝玄前河南町長を功労者として表彰するに当たり、審査をお願いするものでございます。

議案第9号 和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。大阪地方裁判所平成30年（行ウ）第79号退職手当請求事件及び同第155号退職手当支給決定取消請求事件について、大阪地方裁判所から協議勧告案の提示がありましたので、本町としても和解及び損害賠償額の決定について提案するものでございます。

最後に、追加をお願いいたしました条例案件でございます。

議案第10号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布されたことに伴うもので、主なものといたしましては、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長、軽自動車税環境性能割の軽減措置の延長、徴収の猶予制度の特例、イベント中止等をした主催者に対する払戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応、住宅ローン控除の適用年の延長等でございます。

詳細につきましては後ほど担当者からご説明いたしますので、よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山彬夫）

町長の挨拶が終わりました。

お諮りいたします。

日程第4 議案第8号 功労者の表彰については、会議規則第39条第3項の規定により、

委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第4 議案第8号 功労者の表彰についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

#### 議案第8号

#### 功労者の表彰について

次の者を功労者として表彰したいので、河南町表彰条例第4条により議会の審査に付す。

令和2年5月8日提出

河南町長 森田昌吾

氏名、故武田勝玄、生年月日、昭和25年8月1日、住所、河南町大字中909番地、推薦理由でございますが、故武田勝玄氏は、平成18年4月に河南町長に就任されました。以降、令和2年2月14日にお亡くなりになるまでの間、連続4期、およそ14年間の長きにわたり在職し、河南町の地方自治発展に寄与され、旭日雙光章・従六位を受章されております。住民の安全・安心、教育・子育て、全世代型福祉など数々の施策に寝食を惜しんで東奔西走し、心血を注いでおられました。「住みたいまち、住み続けたいまち」を目指し、常に住民第一に諸課題に対して迅速果敢に真っ向から立ち向かい、教育、文化、福祉の向上に尽力した功績は絶大であります。

以上をもって、武田勝玄氏を功労者として表彰したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

表彰案件でありますので、質疑、討論を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議がないようでございますので、質疑、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第5 行政報告を議題といたします。

報告第1号 令和2年専決第2号 令和元年度河南町一般会計補正予算（第6号）から報告第3号 令和2年専決第4号 河南町税条例等の一部を改正する条例の制定についてまでの3件の行政報告を求めます。

順次説明をお願いしますが、3件の報告が終わった後に質疑をお受けいたします。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、報告第1号について説明をさせていただきます。議案書のほうをお開きいただきたいと思ひます。

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和2年5月8日提出

河南町長 森田昌吾

それでは、補正予算書をご覧いただきたいと思います。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

専決第 2 号

令和元年度河南町一般会計補正予算（第 6 号）

令和元年度河南町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ311万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,316万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

本予算は、地方自治法第180条第 1 項の規定により専決する。

令和 2 年 3 月 13 日

河南町長職務代理者

河南町副町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、6 ページから 7 ページでございます。

第 1 表、歳入歳出予算補正です。

まず、歳入でございます。

（款）地方交付税、（項）地方交付税で311万 7 千円の追加。

歳入合計で311万 7 千円を追加し、補正後、67億4,316万 1 千円とするものでございます。

続きまして、7 ページの歳出でございます。

（款）総務費、（項）選挙費で311万 7 千円の追加。

歳出合計で311万 7 千円を追加し、補正後、67億4,316万 1 千円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づいて説明をさせていただきます。

まず、11ページをお開きください。

歳入、（款）地方交付税、（項）地方交付税、（目）地方交付税ですが、今回の補正予算で不足する財源の補填といたしまして、普通交付税311万 7 千円を計上させていただくもので、補正後の予算額は18億5,080万 5 千円となります。

次に、めくっていただきまして、12ページの歳出でございます。

(款) 総務費、(項) 選挙費、(目) 町議会議員選挙費311万7千円の追加でございます。

(節) 報酬で、選挙立会人兼開票立会人の報酬といたしまして8万5千円の追加。

(節) 職員手当等で、時間外勤務手当で52万3千円、管理職特別勤務手当で7万2千円の追加。

続きまして、(節) 需用費でございますが、消耗品で20万3千円、印刷製本費で79万6千円、修繕料で2万円でございます。

続きまして、(節) 役務費で郵便料といたしまして27万7千円、投票用紙の自動交付機等点検手数料といたしまして5万8千円。

(節) 委託料で選挙公報配布業務委託料として18万5千円、選挙ポスターの掲示場設置委託料といたしまして63万2千円。

(節) 負担金補助及び交付金といたしまして、指定施設内の不在者投票執行経費負担金として15万8千円を追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算(第6号)の報告とさせていただきます。

引き続きまして、報告第2号の報告をさせていただきます。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和2年5月8日提出

河南町長 森 田 昌 吾

それでは、補正予算書をご覧いただきたいと思います。

5ページをお開きください。

専決第3号

令和元年度河南町一般会計補正予算(第7号)

令和元年度河南町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

本予算は、地方自治法第180条第1項の規定により専決する。

令和2年3月31日

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、6ページから7ページでございます。

第1表、歳入歳出補正でございます。

まず、歳入でございます。

(款) 地方譲与税、(項) 地方揮発油譲与税で149万6千円の減額。

(項) 自動車重量譲与税で13万2千円の追加。

(項) 森林環境譲与税で7万4千円の減額。

(款) 利子割交付金、(項) 利子割交付金で109万3千円の減額。

(款) 配当割交付金、(項) 配当割交付金で139万6千円の追加。

(款) 株式等譲渡所得割交付金、(項) 株式等譲渡所得割交付金で231万3千円の減額。

(款) ゴルフ場利用税交付金、(項) ゴルフ場利用税交付金で127万6千円の減額。

(款) 自動車取得税交付金、(項) 自動車取得税交付金で4千円の追加。

(款) 地方交付税、(項) 地方交付税で1億9,420万4千円の追加。

(款) 交通安全対策特別交付金、(項) 交通安全対策特別交付金で18万7千円の追加。

(款) 府支出金、(項) 府補助金で1,870万円の追加。

(款) 繰入金、(項) 基金繰入金で2億1,841万9千円の減額。

(款) 町債、(項) 町債で600万円の追加。

(款) 環境性能割交付金、(項) 環境性能割交付金で404万8千円の追加。

歳入合計につきましては、補正後の増減はございませんので、補正後の予算額につきましても同額の67億4,316万1千円とするものでございます。

次に、めくっていただきまして、8ページの歳出でございます。

(款) 教育費、(項) 中学校費、(項) 保健体育費につきましては、共に財源更正でございます。

歳出につきましても補正額の増減はございませんで、補正後も同額の67億4,316万1千円

でございます。

続きまして、9 ページ、第2表、地方債補正でございます。

地方債の変更でございます。中学校大規模改造事業につきましては、地方債のメニューの変更により充当率が増となったことから、地方債を追加、変更するものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づいて説明をさせていただきます。

(款) 地方譲与税、(項) 地方揮発油譲与税、(目) 地方揮発油譲与税につきましては、149万6千円の減額で、3月の交付金額の確定により減額をしております。

続きまして、(款) 地方譲与税、(項) 自動車重量譲与税、(目) 自動車重量譲与税につきましても、3月交付金額の確定により増額をさせていただいております。

(款) 地方譲与税、(項) 森林環境譲与税、(目) 森林環境譲与税につきましても、3月の交付金額の確定により補正するものでございます。

(款) 利子割交付金、(項) 利子割交付金、続きまして(款) 配当割交付金、(項) 配当割交付金、めくっていただきまして(款) 株式等譲渡所得割交付金、(項) 株式等譲渡所得割交付金、(款) ゴルフ場利用税交付金と(款) 自動車取得税交付金までも、交付金額の確定により、それぞれ増減をさせていただいております。

続きまして、(款) 地方交付税、(項) 地方交付税、(目) 地方交付税で1億9,420万4千円の追加です。地方交付税の確定を全額予算計上させていただいたものでございます。

(款) 交通安全対策特別交付金、(項) 交通安全対策特別交付金18万7千円につきましても、交付金の確定により増額をさせていただいております。

(款) 府支出金、(項) 府補助金、(目) 教育費府補助金といたしまして1,870万円の追加、大阪府の市町村振興補助金1,870万円の交付を受けまして、学校給食事業に充当するものでございます。

(款) 繰入金、(項) 基金繰入金、(目) 財政調整基金繰入金で2億1,841万9千円の減額、各種交付金、交付税の確定により財源が確保できた部分に、その分、基金繰入金を減額するものでございます。

(款) 町債、(項) 町債、(目) 教育債として600万円の追加、中学校の大規模改造事業の起債の増でございます。

(款) 環境性能割交付金、(項) 環境性能割交付金、(目) 環境性能割交付金で404万8千円の追加、こちらにつきましても交付金の確定によるものでございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

16ページでございます。

(款) 教育費、(項) 中学校費、(目) 学校建設費、補正額は0円でございます。財源更正でございます。

続きまして、(款) 教育費、(項) 保健体育費、(目) 学校給食費、補正額は0円でございます。こちらにつきましても1,870万円の財源更正でございます。

以上、簡単でございますが、一般会計補正予算(第7号)の報告とさせていただきます。

ここで説明員を交代させていただきます。

○議長(小山彬夫)

上野部長。

○住民部長(上野文裕)(登壇)

続きまして、

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和2年5月8日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、令和2年河南町条例第7号 河南町税条例等の一部を改正する条例でございます。改正条文につきましては、議案資料の新旧対照表でご説明を申し上げます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律などが令和2年3月31日に公布され、その一部が令和2年4月1日に施行されたことに伴いまして、3月31日付で専決処分し、必要な条項について所要の改正を行ったものでございます。

それでは、まず第1条関係でございます。

第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の改正でございます。未婚の独り親に対しまして、公平な税制を実現する観点から、離婚歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子を有する単身者について、いわゆる独り親控除が新たに創設されまし

た。これに伴いまして個人住民税の人的非課税措置が見直されまして、給与所得者が勤務先に提出する扶養親族申告書の様式中、これまで単身児童扶養者に該当する場合は申告を必要としていたものが改められたことによるものでございます。

次に、第36条の3の3は、給与所得者と同様に、公的年金等受給者についても日本年金機構等に提出する扶養親族申告書の単身児童扶養者が改められたことに伴うものでございます。

めくっていただきまして、2ページの第48条は、租税特別措置法の一部改正に伴う条ずれでございます。

次に、第54条でございます。近年、所有者不明土地等が全国的に増加し、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、その対応が課題となっております。現行法では、固定資産税の納税義務者は原則として登記上の所有者となっており、死亡している場合は現に所有している者が新たな納税義務者となります。しかしながら、相続登記がされない事例も多く、迅速適正な課税に支障を来しているところでございます。

今回の改正では、市町村が住民基本台帳や戸籍、その他関係者に対して調査を尽くしてもなお所有者が一人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課することができるようにするもので、3ページの第5項は、あらかじめその旨を使用者に通知した上で、使用者を所有者とみなして課することができるという規定でございます。

なお、第4項では、震災等の事由によって所有者が不明の場合に使用者を所有者とみなして課税できる規定があり、この場合にも、あらかじめ使用者に通知を行うという規定が加えられました。

そのほか、第2項から第8項にかけて、地方税法の改正に伴う字句や項ずれの改正を行っております。

めくっていただきまして、次に5ページの第61条及び6ページの第61条の2は、地方税法の改正に伴う引用条項の改正でございます。

次に、第74条の3は、地方税法第384条の3の規定が新たに設けられたことに伴い、登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間におきまして、現に所有する者に対し、条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日までに、住所や氏名など必要な事項を町長に申告させることができるようになったものでございます。

第75条は、字句の改正及び第74条の3の申告を正当な理由がなく行わなかった場合の過料

について加えるものでございます。

次に、7ページの第96条は、輸出等に係る手続が簡素化されたことに伴うものでございます。通常、製造たばこを海外へ輸出などをする場合、たばこ税が免除されますが、その適用を受けるためには、卸売販売業者などが都道府県や市町村に提出する申告書に、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を添付する必要がありました。今回の改正では、卸売販売業者などにおいて、その書類の保存を前提に申告書の添付を不要とするなど手続の簡素化が図られたことによりまして、第2項及び第3項が改められたものでございます。

また、第98条は、第96条の改正に伴う条項のずれでございます。

めくっていただきまして、次に8ページの第131条は、先ほどの固定資産税の条項の改正に伴う条ずれに伴うものでございます。

附則第6条及び第7条の3の2は、改元に伴うものでございます。

9ページの第8条につきましては、改元及び特例措置の適用期間が3年延長されたことに伴うものでございます。

第10条は、字句の訂正でございます。

めくっていただきまして、10ページの第10条の2は、固定資産税のいわゆるわがまち特例でございます。第2項から11ページの第23項までは法改正により条項のずれが生じたものでございますが、第24項で、新たに浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置が創設されました。これは、近年、気候変動の影響などで自然災害の頻発化、激甚化が顕著になっていることから、水防上での浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対しまして、当該土地に係る固定資産税の課税標準を、最初の3年間は価格の3分の2を参酌し、2分の1以上6分の5以下の範囲で市町村の条例で定める割合を乗じた額とするもので、ここでは国の参酌基準と同じ3分の2とするものでございます。

めくっていただきまして、12ページの第11条から14ページの第15条までは、改元及び字句の修正に伴うものでございます。

次に、15ページの第17条の2は、改元及び特例期間が3年延長されたことに伴うものでございます。

めくっていただきまして、16ページの第23条は改元に伴うものでございます。

次に、17ページの第2条関係でございますが、令和元年河南町条例第5号の一部を改正するものでございます。先ほど、第1条においてご説明申し上げた単身児童扶養者の改正などに伴うものでございます。

めくっていただきまして、18ページの附則でございます。

第1条といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。第2条では町民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する経過措置を規定しております。

めくっていただきまして、20ページから22ページ、附則第4条でございますが、平成27年河南町条例第15号の一部を改正するものでございます。全て改元に伴うものでございます。

次に、23ページの附則第5条関係でございますが、平成29年河南町条例第3号の一部を改正するものでございます。全て改元に伴うものでございます。

めくっていただきまして、24ページから30ページの附則第6条関係でございますが、平成30年河南町条例第12号の一部を改正するものでございます。全て改元に伴うものでございます。

次に、31ページの附則第7条関係でございますが、平成31年河南町条例第12号の一部を改正するものでございます。改元に伴うものでございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山彬夫）

行政報告が終わりました。

これより質疑をお受けします。

まず、報告第1号 令和2年専決第2号 令和元年度河南町一般会計補正予算（第6号）について質疑をお受けします。

中川議員。

○8番（中川 博）

議案書の12ページ、町議会選挙費のところですが、同時に町長選挙も行われたと思うんです。その中で、町長選挙と町議会選挙で予算の部分で重なっている部分はどこかというのをまずお示ししていただきたいと思います。

○議長（小山彬夫）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

町長選挙費のほうにつきましては、亡くなられてすぐに専決をさせていただいて、3月定例会議で報告をさせていただいておまして、町長選挙費で組ませていただいた予算、町議会選挙費で組ませていただいた予算につきましてはそれぞれ執行が違いますので、同時に発注している部分はあります。例えばポスター掲示場であったり、そういうのは同じ業者に同

時に発注をかけさせていただいて、それぞれの執行をしていると。投票用紙というのも、これは無投票になるか分からないので、同時に発注をさせていただいて、それぞれの予算科目から執行させていただいているというような状況になっております。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

重なっている部分はないわけですか。例えば、報酬の部分で選挙立会人兼開票立会人報酬、また職員の時間外勤務手当52万3千円とか職員管理職特別手当7万2千円等、それと、投票用紙の自動交付機等の点検手数料5万8千円等、これは町議会選挙だけに関係する予算ということで理解していいわけですか。

○議長（小山彬夫）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

まず、町長選挙費のところで大体600万円から700万円を専決させていただいて、それにおいて、時間外であったり選挙立会人の人数はまずそこで一旦確定させていただいて、そこに付随して町議会議員選挙を実施するに当たって、改めて選挙立会人が追加されたり時間外が増えるであろうという金額の部分を追加で上程させていただいているので、総額が311万7千円となっているというふうにご理解いただければ結構だと思います。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

ということは、今回の町議会議員選挙、先ほど一番に挨拶がありましたように、無投票になりましたね。そういう意味で、いろんな部分で経費等は削減されると思うんですけども、予算では上がっているけれども決算ベースでは減るということで理解していいわけですか。

○議長（小山彬夫）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

今回の専決予算で町議会議員選挙費で執行させていただいた金額はおよそ90万円程度、ポスター掲示場であったり、そういった分で今90万円程度の執行となっております。

以上です。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

調整されるということで理解していいわけですね。分かりました。

○議長（小山彬夫）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、質疑を終結します。

続いて、報告第2号 令和2年専決第3号 令和元年度河南町一般会計補正予算（第7号）について質疑をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

続いて、報告第3号 令和2年専決第4号 河南町税条例等の一部を改正する条例の制定について質疑をお受けいたします。

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

所有者不明土地等の固定資産税についてちょっとお尋ねします。

所有者不明はえらい問題で、今、全国では九州ぐらいの土地が所有者不明、20年後には北海道ぐらいの土地が所有者不明になります。公共事業の妨げとか再開発の妨げといろいろあるけれども、これ、登記は義務づけられていない、何でこういうことが起こったのかというたら、相続人がいないとか相続人が決まらない、それで名義を変更していないというような形でこないなっていておる。そこで使用者を所有者とみなすと決定した場合、今度は登記の場合、いろいろ相続でもめごとをしておる、何々しておる。そしたら使用者がほんまに固定資産税を払うたら自分のものになると思ひ込むわね、これ、かなりね。そういうことからして、決定するんやけれども、こういう土地は河南町に大分あるんかな。公共事業とか道をつけたりするときには必ずそんなのが出てくるか分からんけれども、どのぐらいあるのか、ちょっと先にお聞かせ願えますか。

○議長（小山彬夫）

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）

所有者不明の土地や家屋について、河南町では平成31年度課税の固定資産税では3件あります。いずれも所有者が死亡しておりまして、うち1件は相続人が全員相続放棄の手続きを取っておられます。また1件は、調査の結果、一部の相続人が相続放棄の手続きを取っておりますが、戸籍等で調査の結果、まだ手続きをしていない相続人もおりまして、現在、書面で確認をしております。あともう一件は、親族間で相続についてもめているとのことでありまして、相続放棄の手続きはされていないことから文書で連絡を現在取っているところでございます。

以上、この3件でございます。

○議長（小山彬夫）

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

分かっている件数で3件と。こないして公共事業で何かする、それで再開発で何かする場合はもっと出てくるはずや、こういうのは。今3件で、これが相続人がもめている、兄弟が多くてもめている、その場合は今使用している者が固定資産税を払う。条例で決まっているから、条例で決まった固定資産税を払っているんやから俺のものやという人も出てくるか分からんけれども、そういう対応をどうするんかというのと、民法では、たしか知らんとその土地をずっと使うていたら10年で自分のものになる。知っていてずっとやっていたら20年で自分のものになる。そしたら、これは知っていて20年、知らんとあれして、それに町が固定資産税をそこへ打っていったら、ほんまにこれ、20年たったら、悪いやつやったら自分のものにしてしまうというようにも伴う。

所有者不明の土地で6兆円か7兆円ぐらいは税金を損しているというのはもうかなり出たんやけれども。それを本当に、これは法律で決まっているんやけれども、条例で決めて、河南町へ言うてくるわね、固定資産税を打ってきているんやから俺のものやというのを。そういう対応もちょっと考えておかなあかん。これは空き家を放置しておる人の抑制にもなるというようなことを言われているんやけれども、今のところ、そこらまで考えて窓口で対応しやなあかんよってに、そこらのことはよく把握しているんかなと、ちょっともう一遍お尋ねします。

○議長（小山彬夫）

福瀬課長。

○住民部副理事兼税務課長（福瀬 一）

まず、相続人がもめている場合に使用している者について、今回納付することができるという規定でございますけれども、現行、先ほど部長が申し上げましたように3軒ございます。実際、所有者が今そこに住んでいるのは1軒でございます。その1軒は相続放棄を全員取っている形ですので、これについてはやる方向で考えておりますけれども、残り2軒については、今まだ空き家でございますして調査中でございますして、まだ相続人の方と連絡を取っている途中でございますので、すぐにするということはまだ考えておりません。

それから、民法との関係でございますけれども、これはあくまでも固定資産税の納付の関係のことでございますして、仰せのとおり、民法のほうはそれぞれ年数の規定がございます。あくまでも、することができるという規定ですので、これをすぐにするかどうかというのは、ちょっとまたいろいろケース、ケースに応じて慎重に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、空き家の関係でございます。税務課は直接の担当課じゃないんですけれども、固定資産税の納付書の中に周知するような文章を関係課のほうからの依頼に基づいて入れておりまして、納税義務者の方に対して周知を図っております。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

分かったような分からんようなのやけれども、というのは、これ、相続とか登記とか、登記しやんでもいいんやから義務はないねん、登記する義務は。義務をちゃんとしてくれてからこれをやってくれたら割とましやけれども、登記する義務がないところでこないしてやっていったら、窓口をしている者が一番かなわんねん。相続をもめているところで固定資産税を使用者が払っていると。そしたら町側に、固定資産税を払うてるんやから俺やというて、もめごとに窓口の人がそんなの言われた場合にかなわんよって、その窓口対応をちゃんとしやなあかんよと言っていることやからね、結論的には。そういうことを踏まえて、窓口ではこれをやるんやったら難しいよってに、かなり。窓口対応としてそういう対応をちゃんとしやなあかんよということをいろいろ事前に考えておいてやらな、巻き込まれたら大変やからね。

これ、不動産屋も難儀するんやんか、もらいに行くの、判こを。一番ネックのところをや

ってしもうているから、そこだけちゃんと窓口の人はやってください。

○議長（小山彬夫）

答えは要りますか。

○5番（廣谷 武）

要らん。

○議長（小山彬夫）

ほかに。

力武議員。

○7番（力武 清）

同じように、新旧対照表の3ページなんですけれども、4条、5条に関わっての空き地、空き家の分で、今、廣谷議員が言われたように、まだこの規定は所有者とみなすということで、使用者がいてはる場合はこういう事務処理ができるわけですよ。ただ問題なのは、使用者もおらへんと、いろんな事情で。亡くなったり財産放棄したり、そうした場合はどうしはるんかということなんですけれども、それをお聞きしたいと思います。

○議長（小山彬夫）

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）

まず、納税義務者が死亡された場合、先ほど廣谷議員からも言われまして、相続登記がされない場合、新たな納税義務者となる現に所有している者にまず課税を我々はするわけなんです。それを調査していくのにすごく多大な時間と労力を要しているわけなんです。そういった課税に多大な支障が生じているから、今回、調査をしても明らかとならなかったときは、その資産を使用収益している者が存在する場合、あらかじめ使用者に通知を行った上で使用者を所有者とみなして課税することができることとなったわけなんです。実際、誰も次の相続人がおられなくて相続放棄もされたといった場合に、そういった議員ご指摘の問題が生じてくるのは事実であると考えております。そこは、我々としたら調査は尽くして、その上での判断になると思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

ご理解しようがないから聞いているんであって、まだ法務局に空き地や家が登記されてい

る分やったら、追いかけたら分かることや。それは今でもやっていることやんか。しかし、使用者とみなす、それで使用者がいてはる場合はいいと。僕が聞いているのは、使用者もいてはらへんという空き地、空き家、特に空き家です。そういうケースもあると思うんですよ。そういう場合は、使用者もいないとどうしはるんですかというのを、次のことを考えておかなあかんと。今は事務的にこういうことはできるようになったけれども、結局、課税してもらわれへんという形になってしまいますやんか。その際にどうしはりますんやということですよ、僕が聞きたいのは。

○議長（小山彬夫）

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）

すみません。まず、今、議員ご指摘の相続人が全くいない場合、このときには、民法の規定によりまして、利害関係人や検察官の請求によりまして家庭裁判所が相続財産管理人を選任いたしまして、相続人の捜索後、特別縁故者の有無を調査の上、また、その上でいずれも不在の場合は、最終的には国庫の帰属となります。

以上です。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

最終的には国庫に行くのは分かっていますよ。しかし、最大限この規定をした以上は課税するわけですよ。課税して最大限固定資産税を徴収するという目的で、これは課税されているわけでしょう。だから、廣谷議員も言われたように、税務課の職員が相当エネルギーを使うなという規定を自ら課しているわけですよ。そこのところのプロセスを、一定期間例えば決めて、これだけ努力したと。しかし、調査もし、使用者も分からへんということになったときの期間はどれくらいなのかということも決めておかないとあかんのと違いますかということをおきたい。その辺の考えはどうですか。

○議長（小山彬夫）

福瀬課長。

○住民部副理事兼税務課長（福瀬 一）

具体的に今、期間でございます、そういうのをちょっと国等から示されておきませんので、ちょっとお答えしかねるんですけども、現在、該当するような要件が先ほど部長が申し上

げましたようにございまして、おっしゃるとおり、戸籍等の調査、相続人の関係の照会等、かなり手間をかけてやっている状況でございます。ただ、こちらといたしましては、まだ件数も少ないこともあって、何とかいけるところまでいこうということで頑張っております、今回こういう制度ができましたので、その辺につきましては関係団体等とも歩調を合わせまして、また検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、質疑を終結します。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

休 憩（午前11時06分）

~~~~~

再 開（午前11時17分）

○議長（小山彬夫）

休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第6 選任第1号 福祉文教常任委員会委員の選任についてから日程第9 推薦第1号 河南町都市計画審議会委員の推薦についてまでの4件は、欠員となっておりました委員の選任及び推薦を行うもので、この4件については、会議規則第37条の規定により、一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。よって、以上4件を一括議題とすることに決しました。

日程第6 選任第1号 福祉文教常任委員会委員の選任を委員会条例第7条第2項の規定により行います。

お諮りします。

河合議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり選任することに決しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

次に、日程第7 選任第2号 小学校問題及び公共施設再編整備計画調査特別委員会委員の選任を委員会条例第7条第2項の規定により行います。

お諮りします。

河合議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。よって、指名のとおり選任することに決しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

次に、日程第8 選任第3号 河南町政治倫理に関する特別委員会委員の選任を委員会条例第7条第2項の規定により行います。

お諮りします。

河合議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。よって、指名のとおり選任することに決しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

次に、日程第9 推薦第1号 河南町都市計画審議会委員の推薦を行います。

お諮りします。

河合議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。よって、指名のとおり推薦することに決しました。各部局へ報告します。

ただいま廣谷議員から議会運営委員会委員の辞任の申出がございました。

お諮りします。

廣谷議員の議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。したがって、廣谷議員の議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

追加日程第1 廣谷議員の議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、廣谷議員の除斥を求めます。

〔廣谷武議員 除斥〕

○議長（小山彬夫）

お諮りします。

廣谷議員の議会運営委員会委員の辞任について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。したがって、廣谷議員の議会運営委員会委員の辞任について許可することに決定しました。

ここで廣谷議員の除斥を解きます。

〔廣谷武議員 復席〕

○議長（小山彬夫）

ただいま議会運営委員会委員の辞任について許可されましたことを廣谷議員にお伝えいたします。

ただいま浅岡議員から議会運営委員会委員の辞任の申出がございました。

お諮りします。

浅岡議員の議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。したがって、浅岡議員の議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

追加日程第2 浅岡議員の議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、浅岡議員の除斥を求めます。

〔浅岡正広議員 除斥〕

○議長（小山彬夫）

お諮りいたします。

浅岡議員の議会運営委員会委員の辞任について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。したがって、浅岡議員の議会運営委員会委員の辞任について許可することに決定しました。

ここで浅岡議員の除斥を解きます。

〔浅岡正広議員 復席〕

○議長（小山彬夫）

ただいま議会運営委員会委員の辞任について許可されましたことを浅岡議員にお伝えいたします。

お諮りします。

廣谷議員、浅岡議員の委員辞任に伴い、議会運営委員会の委員が2人欠員となりました。直ちに議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

追加日程第3 選任第4号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員に福田議員、河合議員の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり選任することに決しました。

ここで、副委員長の互選を願うために暫時休憩とします。

休 憩（午前11時24分）

~~~~~

再 開（午前11時25分）

○議長（小山彬夫）

休憩前に引き続き会議を再開します。

副委員長の互選の結果が議長にございましたので、報告します。

副委員長に野村議員と決まりました。大役よろしくお願いをいたします。

ただいま大門議員から広報特別委員会の委員の辞任の申出がございました。

お諮りします。

大門議員の広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。したがって、大門議員の広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

追加日程第4 大門議員の議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、大門議員の除斥を求めます。

〔大門晶子議員 除斥〕

○議長（小山彬夫）

お諮りいたします。

大門議員の広報特別委員会委員の辞任について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

今、佐々木議員より異議ありが出ましたけれども、議員の皆様、いかがですか。

力武議員。

○7番（力武 清）

広報特別委員会は、長年、議会の媒体として住民の皆さんにお届けする重要な媒体であります。大門議員がなぜ議員の任期途中で辞められるのか、会派の構成も変わったというのは分かりますけれども、やはり大門議員の経験と知識は、広報委員会として重要な役割を担っていただいています。そういう意味では、広報委員会の私は副委員長をやらせていただいているんですけれども、やっぱり貴重な人材というか、キャリアが必要かなというふうに思っておりますので、辞任については踏みとどまっていただいて、引き続き任期まで全うしていただきたいというふうに思います。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

異議ありが出ましたので、まず、辞められる理由は何かというのをちょっと……。例えば体が本当に調子が悪くて辞めるとか、そういうご本人の個人的というか、どうしても辞めなければいけないような状況だったとしたら仕方ないことだと思うんですけれども、そうじゃなくて、今、力武議員が言われたように会派の構成だけでしたら、やはりもう任期も我々9月までですから、ちゃんと引き続きやっていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。理由をちょっと聞きたいです。

○議長（小山彬夫）

今、力武議員、中川議員からもう少し頑張ってもらいたいという声がありましたけれども。

（「ちょっと私、会派の幹事長として一言」と呼ぶ者あり）

○議長（小山彬夫）

野村議員。

○3番（野村 守）

大門議員さんは、力武議員さんがおっしゃったように相当な経験と知識があるのは私も重々承知しております。ただ、去年の12月3日の初日に大変な目に遭われて、それで今、こ

これは大門議員さんの個人的な理由になるんですけれども、ちょっと前歯の治療に相当な日数を要するというので、それで、広報委員を続けるに当たって広報委員会に迷惑をかけてはいけないということで辞任をされたいということで、私、幹事長としては聞いております。

○議長（小山彬夫）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

それでは、異議がありましたので、今、大門議員がけがをされて、その後遺症が残って、なかなか思うようにいかないという辞任の一つの報告がありました。議長としまして、辞任を許可することの採決を行います。

それでは、改めまして、起立をお願いいたします。

大門議員の辞任を許可することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

賛成少数で、辞任することを否決されました。

以上でございます。

ここで大門議員の除斥を解きます。

〔大門晶子議員 復席〕

○議長（小山彬夫）

大門議員にお知らせします。広報特別委員会の辞任について許可することを否決されたので、よろしく願いしておきます。

お諮りいたします。

日程第10 議員提出議案第1号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第19 議案第7号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約等の変更に関する協議についてまでの10件について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。よって、日程第10 議員提出議案第1号から日程第19 議案第7号

までの10件について、本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第10 議員提出議案第1号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）（登壇）

議員提出議案第1号

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年5月8日提出

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 河南町議会議員 | 廣 谷 武   |
| 賛成者 | 河南町議会議員 | 河 合 英 紀 |
|     | 〃       | 大 門 晶 子 |
|     | 〃       | 野 村 守   |
|     | 〃       | 佐々木 希 絵 |
|     | 〃       | 福 田 太 郎 |
|     | 〃       | 力 武 清   |
|     | 〃       | 浅 岡 正 広 |

提案理由ですが、町長、副町長及び教育長の特別職における退職手当については、平成30年1月16日の臨時会議において、総務建設常任委員会の提案により、賛成多数で可決され、現在の条例となっております。現行条例は一般職と同様に在職年に応じて算定することになっていますが、現行条例による退職手当に関して、前武田町長が大阪地方裁判所に損害賠償請求の訴えをなされて係争中であり、しかし、今般、前武田町長の死去に伴い大阪地方裁判所から協議等勧告案が提示され、この協議等勧告案の趣旨に沿って条例を改正するものであ

ります。具体的には、大阪府内の河南町以外の9町村の退職手当の額を参考に、在職年数に応じて加算するものであります。

それでは、新旧対照表をお開きください。

第3条の2第1項をそのまま持続した上で、第2項を追加するものであります。町長については在職年1年につき100分の320を、副町長については在職年1年につき100分の170を、教育長については在職年1年につき100分の120を加算するものであります。第3項については項ずれに伴う改正で、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとします。第2項で、町長退職手当の特例を規定し、前武田町長の退職手当について、改正後の条例に基づく差額を支給するものとし、第3号では副町長の退職手当の特例を規定し、第4項で支給日を5月31日とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

加藤議員。

○10番（加藤久宏）

平成29年12月議会から今日に至るまで、町長、副町長、教育長の退職手当に関する議題というのはかなり頻繁に議論なされてきて現在に至っているところなんです。今回、町長が亡くなられたこと及び係争中の大阪地裁からの協議勧告案が出てきたことを踏まえて、近隣の市町村の退職金を参考に今回条例提案されたというご説明がございましたので、それに関して質問をまずさせていただきたいと思います。

この条例で支給されることになる前町長及び前副町長の退職手当の金額は実額お幾らになるのか、まずお伺いすると、支払い金額を算定する上で、今ご説明がありました地裁からの協議勧告案、近隣市町村の退職手当の額を参考にされたということです。その辺の算定額、ちなみにその妥当性に関してご説明いただきたいと思います。

○議長（小山彬夫）

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

お答えいたします。

まず、第1に退職手当の金額を申し上げます。

前町長の退職手当については、附則第2項で定め、支払うものです。まず、附則第2項第1号による平成26年4月から平成30年3月までの在職に係る退職金は1,227万7,440円になります。既に支払われた額が292万3,200円、差額935万4,240円を支給します。次に、附則第2号による平成30年4月から令和2年3月までの在職に係る退職金は614万8,800円、既に支払った金額が151万2千円、差額463万6,800円の支給になります。

次に、副町長、附則第3項第1号による平成29年4月から令和2年3月までの在職に係る退職金は549万9,900円、既に支払った金額が203万7千円、差額346万2,900円の支給になります。

2問目の根拠です。

何の根拠かと申しますと、大阪地方裁判所第5民事部裁判長と裁判官3名から、令和2年3月3日付で協議等勧告案が出され、その勧告案と、また同じ職責を果たしている府内町村を参考にして定めたものであります。

そして、妥当性です。給料や手当の条例には一般的には支給日が規定されていますが、一般職の退職手当は退職日より1か月以内に支給すると定めています。その退職手当に関しましては、支給日は規定すべきと考えております。

10町村の平均値が1,262万977円となっていますので、それを参考にしたわけですが、10町村の退職金は、島本町で1,600万円、豊能町で1,430万円、豊能町で1,500万円、忠岡町で1,300万円、熊取町で870万円、田尻町で930万円、岬町で720万円、太子町で1,450万円、千早赤阪村で1,440万円、こういう具合になっていますので、妥当と考えております。

以上。

○議長（小山彬夫）

加藤議員。

○10番（加藤久宏）

それぞれ条例案に係る場合の支払いと現行のベース、そして近隣の市町村のデータを参考にというふうな形でおの数字の説明をいただいたわけですが、説明によりますと、協議等勧告案について、その文言を考慮したというふうなご説明をいただきましたので、この文言自体に忠実に従うと、読み上げさせていただきますけれども、原告の相続人に対して、第1項の平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間の原告の任期に関する退職手当の未払い分につき、総額として、現実の支給額と被告の特別職報酬等審議会の平成30年3月15日の答申結果を踏まえて算出した退職金との差額程度の金員の支払いを認めるというふうな

内容でございまして、廣谷議員おっしゃったとおり、条例案についていろいろ調べさせていただきますと、いろいろと数字は違いますが、支払い結果としては全く同額でございますので、現行の退職手当の近隣の平均というよりは、報酬審議会の答申結果そのものの金額とずばり一致します。

ということで、妥当性については私も異論ございませんが、4期目の部分について、今回、若干なりとも数字が、同様の第2項の文章と比べますと6万3千円増額していることに関する認識というのは持つておられるのかということに関して、まず追加でお聞きします。

○議長（小山彬夫）

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

お答えいたします。

報酬審議会の答申、これは全く参考にしておりません、私。報酬審議会はあくまで町長の附属機関であり、答申は前武田町長に交付されたものであって、まだそれも表に一切出ておりません。私も見ておりません。本来であれば新町長の下で改めて報酬審議会に諮っていただくべきと考えておるけれども、現行条例は総務建設常任委員会が提案したから、議員が主導して改正したものであって、何ら報酬審議会は一切関係ないから。今、そないして質問で報酬審議会と出すほうが議員としてはどうかと。総務建設常任委員会で諮ったものを、そんなの一切、私はそれは全然やっていないというような答えです。

以上。

○議長（小山彬夫）

加藤議員。

○10番（加藤久宏）

しかしながら、協議等勧告案、実際これを読んで、それを考慮して今、数字を上げられたとおっしゃったじゃないですか。ここに3月15日の答申を踏まえてというふうな文言も書いてあります。そして、この答申案はホームページにも掲載されております。見事に数字が合致するのに、考慮していないと本当に言えるのか、甚だ疑問です。

それはさておき、次に質問を変えさせていただきますけれども、5月31日までに支払うとした期日の定め妥当性に関してどうお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（小山彬夫）

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

お答えいたします。

さきの質問、6万3千円の開き、このことは私も分かっております。これは、条例第3条第2項で町の一般職の勤続期間に合わせて23か月を2年とすることにより開きが出ている。一般職の在職期間の計算は、1年未満の単数がある場合は切り捨てる。ただし、6月以上1年未満は1年とするという規定を準用していることで生ずるものであるということです。

この妥当性、今やらなければならない、これは、今年3月12日に議員懇談会を開いて、その際、弁護士に来ていただき、裁判所の経過及び状況を聞いたところ、その時期の町の状況は、武田町長が亡くなられて間近に町長選挙を控えていたという状況で、新しく就任した町長の下で改めて和解について判断されたということで、3月定例会に提出を予定されていた和解案、予算を取り下げたことは、全議員が承知されていると思います。そのときに議員から、協議等勧告案に対する回答はいつ頃までに判断しなければならないかという質問で、勧告されてから通常は1か月、しかし、新型コロナの感染が広がりつつある中、猶予期間はあろうと思うがと弁護士は言うておられたと思います。したがって、今回、新森田町長から協議等勧告案に基づいて和解及び損害賠償の額の決定をされて提出されておりますが、本条例案も協議等勧告案に沿った形で今の提出となりました。

それで、支払うとした期限を定めた妥当性は、給料や手当の条例には一般的に支給日が規定されています。一般職の退職手当は退職日より1か月以内に支給すると定めていますので、今回は退職手当に関しまして支給日を規定するべきと考え、5月31日とさせていただきます。

以上。

○議長（小山彬夫）

ほかにございませんか。

中川議員。

○8番（中川 博）

それでは、議員提出議案第1号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について何点か質問させていただきます。

まず、私は、現条例改正のときには議長でありましたので議決権を有しておりませんでしたけれども、報道関係者の皆様からの質問に対しまして、議会制民主主義に沿って、手続において何ら問題ありませんとお答えさせていただきました。

そこでお聞きいたしますけれども、提案者は今回の改正案提出に当たって、現条例の手續あるいは内容等に何らかの問題点があったのかどうか、お考えをお伺いしたいと思います。

次に、町住民の皆様に分かりやすく、先ほどもちょっと述べていただきましたけれども、今回の改正案の支給金額を明確に、町長、副町長、教育長、それぞれ幾らになるかをお答えいただいて、その上で、現在、コロナ対策に大変な中、そのような金額を支出するタイミングとしては、先ほど弁護士さんのあれがありましたけれども、再度問題ないのか、お聞きしたいと思います。

次に、今回の改正案ですけれども、地方自治法第204条第2項で、退職手当を支給することができるということで任意的に支給できることになっております。今回の改正条例では、第3条の2の第1項で退職金を定められ、第2項で加算額を定めておられます。自治法において、加算の定めはございませんけれども、例えば町長の場合、第1項で「100分の420を乗ずる」にすれば、それで1項で収まるんじゃないかと思います。このように支給項目を2本立てにされた意味をまず伺いたいと思います。この3点をお聞きしたいと思います。

○議長（小山彬夫）

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

お答えいたします。

前回の条例改正は間違いはないのかというのがあったと思いますけれども、前回の条例改正は合法的に手續があり、間違っているとは考えておりません。今回の改正は、前回の改正に町長の退職金協議等勧告案の趣旨に沿って第2項で加算することにいたしました。

また、改正後の金額は、前町長の退職手当は附則第2項で定め支払うものですので、まず、附則第2項第1号による平成26年4月から平成30年3月までの在職に係る退職金は1,227万7,440円となり、既に支払った額が292万3,200円、差額が935万4,240円の支給となる。次に、第2項第2号による平成30年4月から令和2年3月31日までの在職に係る退職金は614万8,800円、既に支払った額が151万2千円、差額463万6,800円の支給となります。

そして、何で加算でなったのか、問題はないのかというのがありましたね。改正条例では、第3条の2で規定するものであり、問題はないと思います。現行の条例を踏まえ、加算方式を採用した。ちなみに、府下町村でも加算方式を取っておられる例もある。

なぜ一体にしないのか。現行条例が加算方式を採用して、ちなみに加算方式を取っておられる例もあるので、そういたしました。それで、前条例も合法的な手續があったので、間違



いないと思いますので、分けておるといことです。

今回の和解勧告が出されたことが何か言うてたかな。裁判所から出された協議等勧告案が大きな要因であるから、今後、副町長や教育長にも及んでくるということになるため……

(「まだ質問していない、そこは。質問をまだしていない、そこ」と呼ぶ者あり)

○議長 (小山彬夫)

廣谷議員、2本にした理由は何かということが多分問われていたと思いますけれども。

○5番 (廣谷 武)

2本にした理由は、前が間違いないと思っているからそういうふうにとやると、ただそれです、理由は。よろしく。

以上。

○議長 (小山彬夫)

中川議員。

○8番 (中川 博)

できたら、金額を聞きたかったんですよ。この新しい改正案の条例で町長が一千二百何ぼ、それと副町長が何ぼで、教育長が何ぼというのを聞きたかったんですけども、それはあれとしまして、あと、加算方式はどこもやっているというようなことを伺ったんです。どこの町村がやっているのかちょっと聞きたいのと、それと、先ほども提案理由のときに述べていただきました。今、廣谷議員が先に答えられかかったんですけども、地裁の今回の協議勧告が主な要因になっておるといように理由もお聞きしました。そのとおり間違いないのかというのを再度確認しておきたいと思います。

それと、附則において、平成26年4月1日から任期期間中全てにおいて差額を支給対象に入れると、現条例は何の意味もないものになるのではないのでしょうか。先ほど手続的にも内容的にも問題ないという条例ですけれども、現条例は委員会提出議案でありました。そのとき取りまとめられた委員長としまして、また今回の改正案の提出者としまして、そのお考えをお聞きしたいと思います。

次に、今回の条例改正ですけれども、やはり結果的には多額の税金の投入をすることになります。その件に関して、例えば住民監査請求や住民訴訟のおそれはないのか、事前に弁護士さん等に協議されているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長 (小山彬夫)

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

まず、加算方式はどこがあるのかというのをお答えいたします。豊能町と能勢町が加算方式を取っております。

そして、今さっき言ったように、和解勧告が出されての要因というのは、議員仰せのとおり、裁判所から出された協議等勧告案が大きな要因であるというのがあります。今後、副町長、教育長に及んでくることになるため、条例改正を行うものにしました。また副町長や教育長がやったら同じ繰り返しになりますので、そういうことになっています。

そして、住民監査請求の心配はないのかというご質問にお答えいたします。法または条例に基づかず支出した場合、不当な支出となるが、又今回は大阪地方裁判所第5民事部裁判長、裁判官3名から令和2年3月3日付で協議等勧告案が示された。また、府下町村を参考にし条例改正を行い支出するものであり、問題ないと考えております。

そして、なぜ前の条例案というのは、前は前でちゃんと議会で議決されたものですので、それは尊重してずっと残るように、私はそう考えております。前は間違いがなかったということで、第一はそれです。

以上。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

今ちょっと質問をるるさせていただいたんですけれども、提案者の回答のほうで何ら問題ないというような回答をいただきました。もう反対する理由はございませんので、以上で質問を終わらせてもらいたいと思います。

○議長（小山彬夫）

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

ありがとうございます。できれば全員賛成でよろしくお願いします。

○議長（小山彬夫）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、質疑を終結します。

廣谷議員、議席へお願いします。

次に、討論を行います。

加藤議員。

○10番（加藤久宏）

議員提出議案第1号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

まず1つ、条例案による武田勝玄前町長への支払い総額が、平成30年3月15日の特別職報酬等審議会答申により算出した総額よりも金額として6万3千円高くなることが反対の理由です。武田氏本人の答申により算出された数字より増額して支払う必要性が理解できません。平成29年12月定例会議にて、武田氏本人も報酬審議会の答申に従うべきと述べております。また、大阪地方裁判所による協議等勧告案等でも基準は同じです。程度が含まれているので誤差はあるでしょう。しかし、コロナ不況により生活困窮している町民もいる中で、基準額、支払えと言われている金額以上に支払うことの合理性に多くの町民は納得するでしょうか。そして、故人武田氏はそれを望んでいるのでしょうか。

計算式の根拠については、これまでの議会での答弁があり、根拠は見当たらない、原課に聞いても分からない、こういう答弁が議会でもなされております。要するに金額が問題なのです。先に特別職報酬等審議会の答申がある中で、なぜあえて増額するように計算式をつくる必要があるのか、理解に苦しみます。会派内においても、改正に合計支給額、現行の支給額と特別職報酬等審議会答申における支給額の間には収まらないこの条例案に関して、納得いかないことを付け加えておきます。

2つ目、支給時期です。令和2年5月31日までに支給する、この文言に反対です。

大阪地方裁判所3月3日付協議勧告案について、議員懇談会等で説明を私も受けております。当時は、1か月をめぐりに回答するべき、これが礼儀でもあるという認識は私も持っておりますが、ただし、そのときと状況が異なります。今、日本は緊急事態宣言下です。また、大阪府は特定警戒都道府県に位置づけられており、裁判所は緊急性の低い裁判を原則延期にしています。原告との交渉に関して時間的猶予はないのか、急がせる必要があるのか。町としていち早く対応すべきは、10万円の特別定額給付金対応ではないですか。現状で5月末までに支給はできませんよ。今困っているのは、住民への対応、これが先ではないですか。

3つ目、条例案を和解より先に出すことに反対です。条例が成立しますと、条例が根拠になり、原告は訴訟の理由がなくなるので取り下げることになるでしょう。協議勧告案、その

とおりです。世間はどうか評価するでしょう。この条例は、過去の条例は間違っていました、よって過去に遡って修正しましたとしか受け取れないと私は思います。まず、和解することがはじめであると考えます。和解は歩み寄りです。そのプロセスが大事で、その上で条例を改正すべきです。

3つの理由により、議員提出議案第1号に反対いたします。

○議長（小山彬夫）

ほかに。賛成の立場で。

大門議員。

○2番（大門晶子）

本条例の改正案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

地方自治体の首長の退職手当の支給の法的根拠というのは地方自治法第204条に規定されており、本町でも本条例の改正を定めて、それに基づき、退職手当を支給するものであります。

改正の妥当性の質疑というふうなものが今行われましたが、考え方においては、退職金の性格については、長期勤続または在職中の功績ないし貢献に対する報償として支払われるものであるという考え方や、退職後において生活を保障するためという考え方、あるいは在職中に支払われた給与が本来の価値以下しか支払われていないので、その未払い分を退職に際して支払うというような考え方、このような3つの性格が混在しているというふうに私は考えています。今回の改正案は、故武田町長の在職中の功績ないし貢献に対する報償として支払われるのが妥当と解釈できるような案となっているというふうに私は考えました。

町長の退職金については庶民感覚からして高いというような声も受けまして、前回改正された条項は生かしつつ、全国ほとんどの町で任期の4年ごとに退職手当を支給されている額は、大阪府内の9町村の退職手当の額を参考にするなど、この点も配慮していただきました。

故武田町長は、4期14年の長きにわたり、少子高齢化社会と言われる時代に山積する町の今日的課題の解決に向けて、住民福祉の向上に昼夜を問わず奔走され、「住み慣れたまち、住み続けたいまち」を目指して様々な施策を実現するために全精力を傾注して行政を牽引する、その役割を果たすなど、河南町政に貢献されてこられました。町長の職務の重責も考慮するなら、世間のいろんな声もありましょうが、府内の町村の退職手当及び大阪地方裁判所の協議等勧告案の趣旨に沿った形で金額を算定された、そして、この特例を設けていただき

まして差額を支給する本改正案の提案は妥当だというふうに判断しています。

この条例が改正された場合は町に支払い義務が生じますので、まずは現計予算で対応していただけますようお願いいたしまして、本条例改正案に賛成するものであります。

○議長（小山彬夫）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで13時10分まで休憩いたします。

休 憩（午後0時12分）

~~~~~

再 開（午後1時11分）

○議長（小山彬夫）

休憩前に引き続き会議を開催します。

先ほど森田町長から、日程第11 議案第9号 和解及び損害賠償の額の決定について及び日程第18 議案第6号 令和2年度河南町一般会計補正予算（第2号）の2件について撤回の申出があり、会議規則第20条第1項の規定により、会議の議題となる前でありましたので議長において許可しましたので、ご報告いたします。

よって、本日の議事日程第11及び第18は削除します。

お諮りします。

日程第12 議案第1号 河南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第13 議案第2号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての2件を会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（小山彬夫）

異議なしと認めます。よって、以上2件を一括議題とすることに決しました。

なお、質疑、討論、採決は1件ずつ行います。

それでは、議案第1号及び第2号について、順次提案理由の説明を求めます。

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）（登壇）

まず、

議案第1号

河南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

河南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年5月8日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、

令和2年河南町条例第 一 号

河南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

でございます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け内閣に設置されました新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策の第2弾といたしまして、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対しまして、支給額の全額について国が特例的な財政支援を行うことが決定されました。これを受けまして、厚生労働省から市町村に対しまして傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請されております。

傷病手当金の支給につきましては、大阪府後期高齢者医療広域連合において4月17日付で

条例及び規則が改正され、後期高齢者医療に関する事務のうち新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給申請受付事務を行うため、河南町後期高齢者医療に関する条例を改正するものでございます。

改正条文につきましては、議案資料の新旧対照表でご説明を申し上げます。

議案資料の32ページをお願いいたします。

第2条で、河南町が、大阪府後期高齢者医療広域連合が行う傷病手当金の支給に係る申請書の受付を委託事務として行えるよう追加するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、

議案第2号

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年5月8日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、

令和2年河南町条例第 号

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例

でございます。

先ほどの後期高齢者医療と同様に、国民健康保険にも厚生労働省から市町村に対しまして傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請されております。傷病手当金の支給には河南町国民健康保険条例中に特例を定める必要があるため、今回、条例を改正するものでございます。

改正条文につきましては、議案資料の新旧対照表でご説明を申し上げます。

議案資料の33ページをお開きください。

33ページの第4条の2から42ページの第30条までは、字句の修正などがございます。

それでは、今回の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策に伴う改正で、まず43ページの附則第5条でございます。従前の保険給付に加えまして、傷病手当金を支給することを条文に追加するものでございます。

附則第6条では、傷病手当金の支給対象、金額、期間を規定しております。支給対象は新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる国民健康保険被保険者で、労務に服することができず給与等の支払いを受けることができなかった人となります。

金額は、直近の3か月間の給与収入平均を実就労日数で割った3分の2に、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった日数を掛けたものとなります。適用期間は、入院が継続するなど最長1年6か月間となります。

めくっていただきまして、44ページの附則第7条では、労務に服することができない期間に給与等が支給される場合は傷病手当金を支給しないが、給与等と傷病手当金を比較して傷病手当金が多い場合は、給与を差し引いた差額分を支給する旨を説明したものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この傷病手当金は令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合について適用するとしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。

最初に、議案第1号 河南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

力武議員。

○7番（力武 清）

この傷病手当金の支給は、私自身はずっと求めてきたものとしては一步前進かなというふうに思っているんですけども、支給できる対象者は新型コロナウイルス感染症にかかった人または発熱等の症状があり疑われる者となっています。

後期高齢者医療制度は75歳以上が対象でありますけれども、この対象になっている人が本町には該当者がおられるのか、また把握できているのか、まず最初に伺います。

それと、2点目、農業従事者あるいは道の駅などでのパート勤務者なども対象になるのか、2点お伺いいたします。

○議長（小山彬夫）

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）

お二つ質問を受けました。

まず、1つ目なのですが、河南町の後期高齢者医療の被保険者は2月末現在2,587人おられます。この手当金の対象となる被用者、つまり給与所得のある方は、令和元年度では117人程度おられたと把握しております。

次に、2つ目の農業従事者、道の駅などのパート勤務者というご質問なのですが、大阪府広域連合は4月17日付で支給規則を改正しておりまして、その改正内容として国の財政支援の対象範囲と同一とするということにされておられます。対象者は、事業主より給与をもらっている人で新型コロナウイルス感染症に感染された方または発熱等の症状があり感染が疑われる方となっております。よりまして、農業従事者は対象となりません。道の駅などのパート勤務の方々につきましては、給与をもらっているので対象となります。

以上です。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

1番目の質問で、75歳以上の方で勤続されている方が117人というふうにお聞きして、2番目の関係でもあるんですけども、道の駅なんかでも結構高齢の方が頑張って働いておられるんです。こういう方々が何らかの形で感染あるいは発熱等されたということとなれば、これは医療関係のほうから罹患した人は対象になっていますよということになるのか、本人が自己申告の下で手当を申告するのか、その事務的な流れはどういうふうになっていますか。

○議長（小山彬夫）

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）

そういった申請につきましては、自己申告ということで申請いただくことになります。

○議長（小山彬夫）

ほかに。

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

後期高齢者に関するこの条例の制定ですけれども、傷病手当やね。これは普通でも病気やけがであるんやけれども、後期高齢者の場合は申請とはどういうふうに。自己申告やけれども、今でも手続きがややこしいとかいろいろありますやん、これ。商売してはる人が今、コロナに対して決算書持って来い、何持って来いとかね。この場合はどのぐらいの申請量があるのか。

これは、75歳以上やし、なかなか申請書を書くのが難しいよって、どういう手順か、ちょっとそこら、書類を何枚ぐらい出すのかなというのを一遍ちょっと教えていただきたい。

○議長（小山彬夫）

大谷課長。

○住民部副理事兼保険年金課長（大谷由候）

後期高齢者と国保のほうも同じような書類になるんですけれども、まずは本人さんのこれぐらいの期間労働できなかったというふうな申請書が一つ、それとあと、医療機関とかもし入院されているようであれば、医療機関のほうでいつからいつまで入院されていた、療養期間はこれぐらいですというふうな分の証明をしていただいた申請書、それとあと、事業主さんからのいつからいつまでの期間この方はコロナの感染症によって療養しないといけなかったということでの期間とかの申請を書いたものと、あと直近3か月のその方に支払われていたお給料の額等を示したものの、その分を、大体4枚程度ぐらいですか、そのぐらいの申請書を出していただくという形になります。

○議長（小山彬夫）

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

最高1年6か月やから、これ本人はそう出さないよね、誰かが出さな。本人は病院へ入って隔離されているからね。直近3か月というて、その人がいたらすぐに出せるんやけれども、いてないのにそういう書類ぼんぼんと出すのが非常に難しいという問題があるよってね。そこら、そういう例の人がいてないか知らんけれども、それはちゃんとして、第三者でもいけるように、それはちゃんとまとめておいて簡素化して、なるべく省くものは省いてやってい

ただきたい。それはどうですか。

○議長（小山彬夫）

大谷課長。

○住民部副理事兼保険年金課長（大谷由候）

河南町の役場の窓口で申請ということになりますので、うちのほうでの書類の書き方とかそういうことに関しましては、こちらのほうできちんと教えながらしていきたいと思っております。

あと、もしその方が亡くなられたとかそういうことであれば相続人さんからの申請も可能なので、亡くなられた後でも、令和2年1月1日から9月30日までの期間でそういう状態になられた方ということで一応規定がありますので、その間にそういう労務できなかったということなので、それが過ぎてもその期間の分であれば申請はできると思います。少々遅れても申請はできるかと思えます。窓口のほうできちんと支援をしていきたいと思っております。

○議長（小山彬夫）

佐々木議員。

○4番（佐々木希絵）

多分、国保のほうも一緒なんですけれども、今、自己申告での申請ということで、窓口に来られた方が私コロナやったんでということを使うわけですね。個人情報保護という観点で、今コロナにかかったら、大分田舎やったら村八分に遭ってとかいうことも聞くので、その辺り、別室で対応しますとかになるのかどうなのか、どうやって保護していこうと考えているのかなというのが質問です。

○議長（小山彬夫）

上野部長。

○住民部長（上野文裕）

今、議員ご指摘の内容につきましては、十分我々もこの受付事務については、例えば議員が提案されましたように別室で個人情報が分からないような形で受付を進めていくべきかなと考えておりますので、今後、その辺りについては担当部署として十分しっかり協議しながらやっていきたいと考えております。

○議長（小山彬夫）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第2号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

力武議員。

○7番（力武 清）

後期高齢の場合は75歳以上ということなんですけれども、逆に国保の場合は、皆保険制度の根幹をなす人たちを対象にされているわけですよね。そういう場合に、この条例の規定によりますと幾つかのあれがあるんですけれども、濃厚接触者や自宅待機を求められた人は対象となるのかということと、その場合の、先ほども議論があったんですけれども、証明はどういったものが必要になるのかということですね。

待機を求められて、家から出たらあかんよ、あるいは今やったらどこかに隔離されるという形になるかと思うんですけれども、証明のしようがないですよね。これはどうされるのか、もしそういう罹患された人がね。これが1つの質問。

それと、2つ目は、自営業あるいは個人事業主、フリーランスの人たちの取扱いはどうなるのか、2つ質問させていただきます。

○議長（小山彬夫）

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）

まず、1つ目の濃厚接触者や自宅待機を求められた方が対象となるのかというご質問ですが、濃厚接触や自宅待機、それにつきましては、国が示されております感染症の症状に該当

しなければ対象にはなりません。例えば、風邪の症状で37度5分以上の発熱が4日以上続いているとか、そういった場合の国が示されている症状、まずこれが1つ該当しなければならぬ。それと、傷病手当金は療養のため労務に服することができないときに支給するものがありますことから、なかなか濃厚接触者、自宅待機者につきましては、必ずそういう方が対象となるとは限らないということでございます。

それと、2つ目の自営業、個人事業主とかフリーランスの人の取扱いというご質問ですが、対象者につきましてはあくまで被用者、給料もらっている人となりますことから、自営業や個人事業主、フリーランスの方々は対象となりません。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

濃厚接触者などは、一応2週間、14日間は待機ということが今求められていますよね。そうならば、そのことによって仕事ができない。有休がある人は有休で消化できるかも分かりませんが、有休がない人は無給ですよ。この方は、働きたくても働けないという状況に陥るわけですよ。それが対象外というのはちょっと解せんなということで、改善を求めたいというふうに思います。

それと同時に、2つ目、自営業者、フリーランスの人は対象にならないということなんです。3月26日の国会で、各自治体の判断で可能と厚生労働省は答弁をしているんですよ。これは柔軟に対応すべきじゃないんですかということ。見解を求めたい。

3つ、次の質問なんです。後でも議案が出ていますけれども、保険料の減額、免除に関してはどのように扱われるのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（小山彬夫）

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）

まず、今回の傷病手当金につきましては、国の財源で10分の10補助しますよということで、町の持ち出しがありません。ただ、そうすることで国の基準どおりの場合であったら10分の10でありますので、今、議員がお示しされた件については町独自の取組となりますことから町の持ち出しが出てくることとなりますことから、今回の改正については国の基準どおりで町は改正を提案させていただいております。

それと、減額、免除とかのお話でございますが、新型コロナウイルス感染症によりまして主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯は全額減免、主たる生計維持者の事業収入が減となる場合は、その世帯の所得状況に応じまして保険料の10分の2から全額までの減免を実施することで現在検討しております。これも、国から全額補助の範囲がありますので、それも含めて現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

2番目の答弁の中で、国の基準で支給できないということなんですけれども、国は先ほど言ったように国会の答弁の中で、支給は市町村の判断でやれますよと、市町村の判断だと、やれるかやるかということなんで、是非柔軟に対応していただきたいというふうに、国基準というよりもそれは市町村の判断なんです。これ、ちゃんと国会答弁の議事録に載っているんだから、これは是非そういう辺り、きっちり調べていただきたいというふうに思います。

それと、3回目なんであれなんですけれども、保険料の問題なんです。国保の減免は前年度所得金額が300万円にいかなかった場合全部、400万円以下の場合10分の8などの減額が示されているんですね、ご承知のように。市町村が減免を実施した場合、減少分を全額国が補填しますよと言っているんです、4月8日の時点でね。厚生労働省の事務連絡が来ていると思うんですが、もう一度確認していただきたいと思うんです。是非実施していただくと同時に、このことを、感染者がいてないという状況の下で、一部は出たということなんですけれども、被保険者に対してもしこういうことがあった場合はきちんと、先ほどもあったように、こういう手当がありますよという制度の徹底を、条例を今提案されているので、可決されたらきちんと説明していただきたい。そのことに対して見解を求めたいと思います。

○議長（小山彬夫）

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）

今、議員仰せのように、国のほうから保険料の減免については文書等が来ております。それによりまして、担当部署といたしまして保険料の減免につきましては要綱改正をすべきということで、現在、改正に取り組んでおるところでございます。まだ詳細な点まで国のほうから来ていないところから、現在要綱改正を進めておるところでございます。

それと、保険料のそういった実施をした場合につきましては、保険料通知時に減免の案内文を同封したいと考えております。またいろんなツールを通じて周知をしていくことと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山彬夫）

ほかに。

河合議員。

○1番（河合英紀）

3点ほど質問させていただきます。

第6条のところにある「その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。」というところなんです、この「労務に服することができない期間」というのは具体的にどのような状態のときの期間のことを言うのか、それはどのように判断していくのかというところを聞きたいのが1点目。

その次が、最後の附則のところ。「令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合について適用する。」という適用の期間なんです、コロナの事態が終息するのがいつになるか分からない中で、今後適用期間の延長というのは考えているのかどうかというのが2点目。

まず、令和2年1月1日からというところなんです、河南町に感染者がまだ1月の段階ではいなかったと思うんですが、なぜ1月まで遡るのかという3点、質問したいと思います。よろしく願いします。

○議長（小山彬夫）

大谷保険年金課長。

○住民部副理事兼保険年金課長（大谷由候）

労務に服することができなくなった期間に関しては、医療機関に例えば入院した日からということだったり、あとは発熱等して、例えば病院に行かなくても行けなかったとしておうちで労務に服さないでお休みをしていたといったときに、そのお休みした日にちからということ。そこから計算するということになります。

それと、適用期間、1月1日から9月30日までがもしかしたら延びるかもしれないということなんですけれども、今のところ、国から来ているのはこの期間ということであって、河南町はたまたま1月1日とかにはいないんですけれども、一応国から示されてい

る期間というところで、もしかしたら以前に新たにかかっていた人が後で分かったとかということもあるかも知れないので、1月1日からということでさせてもらっております。

延長につきましては、また国のほうからもしかしたら延長になる可能性があるかも知れないので、またそのときには、延長になった時点で変更とかは考えていかないといけないかなというふうに思っております。

○議長（小山彬夫）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第14 議案第10号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）（登壇）

議案第10号

河南町税条例の一部を改正する条例の制定について

河南町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。



令和2年5月8日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、

令和2年河南町条例第 一 号

河南町税条例の一部を改正する条例

でございます。

改正条文につきましては、議案資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

別紙の追加議案資料の1ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置といたしまして、地方税におきましても早急に対応を講じることとなりまして、地方税法等の一部を改正する法律などが令和2年4月30日に公布、同日付で施行されたことに伴いまして、必要な条項について所要の改正を行うものでございます。

まず、第1条関係でございます。

附則第10条は読替規定の改正で、固定資産税に係る課税標準の特例措置について、今回の地方税法の改正に伴う新たな条項に続いて加えることとするものでございます。

次に、附則第10条の2は、固定資産税のいわゆるわがまち特例を第26項として新たに設ける改正でございます。

平成30年6月定例会議でご可決いただきました生産性向上特別措置法による設備投資で、償却資産に係る固定資産税の課税標準を一定期間ゼロにするというのに加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら新規に設備投資を行う中小事業者などの支援の観点から、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等に該当する事業の用に供する政令で定める事業用家屋と構造物につきまして、適用期限を令和4年度まで延長し、特例率はこれまでと同様に3年間、課税標準額にゼロ以上2分の1以下の範囲内で条例で定める割合を乗じて得た額とするもので、本条例ではゼロとしております。

次に、附則第15条の2は、現在、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車税に講じられております環境性能割の1%軽減措置につきまして、その適用期

限を6か月延長して、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

次に、附則第25条でございます。イベントの自粛要請などで多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえまして、基本的に全ての税目について、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる規定が新たに設けられました。

本条文の改正は、条例第9条第7項におきまして既に規定されている徴収猶予申請書等に不備などがあった場合に訂正などを行う期間である20日を、今回の改正において準用するものでございます。

次に、めくっていただきまして、3ページの第2条関係でございます。

附則第10条及び第10条の2は、先ほど第1条においてご説明申し上げました読替規定及びわがまち特例において、地方税法の改正に伴う条ずれを改めるものでございます。

次に、第26条でございます。政府の自粛要請を踏まえて文化、芸術、スポーツイベントなどを中止などをした結果、主催者に大きな損失が生じている状況を鑑みまして、観客などが入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除の対象とし、現行の税条例第34条の7の寄附金税額控除の規定を適用するものでございます。

めくっていただきまして、4ページの附則第27条でございます。

所得税において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられる場合には、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するもので、適用年度を令和15年から1年延長して令和16年までとするものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条については令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○8番（中川 博）

第1条関係なんです。今説明いただいたんですけれども、第10条のところの26、固定資産税関係ですが、今、対象のものが家屋等とお聞きしたんですけれども、機械設備等は入らな

いんでしょうか。

○議長（小山彬夫）

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）

機械設備は従前から適用になっております。今回、新たに家屋と構造物、外構とかそういう部分も新たに対象となるということでございます。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

機械設備は通常はもう入っていたということですね。分かりました。

○議長（小山彬夫）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第15 議案第3号 令和2年度河南町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、予算書のほうをお開きいただきたいと思います。令和2年度河南町一般会計補正予算書です。

5ページをお開きください。

議案第3号

令和2年度河南町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度河南町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17億418万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,201万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月8日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、6ページから7ページでございます。

第1表歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

（款）国庫支出金、（項）国庫負担金で503万9千円の追加。

（項）国庫補助金で15億8,516万8千円の追加。

（款）府支出金、（項）府補助金で531万6千円の追加。

（款）繰入金、（項）繰入金で1億866万3千円の追加。

歳入合計17億円418万6千円を追加いたしまして、補正後予算額を72億3,201万4千円とするものでございます。

続きまして、7ページ、歳出でございます。

（款）総務費、（項）総務管理費で15億6,757万9千円の追加。

（款）民生費、（項）社会福祉費で3,720万6千円の追加。

（項）児童福祉費で1,926万8千円の追加。

（款）衛生費、（項）保険事業費で2万円の追加。

(項) 上水道整備費で582万7千円の追加。

(款) 商工費、(項) 商工費で2,925万円の追加。

(款) 消防費、(項) 消防費で500万5千円の追加。

(款) 教育費、(項) 小学校費で629万4千円の追加。

(項) 中学校費で305万9千円の追加。

(項) 社会教育費で260万9千円の追加。

(項) 保健体育費で2,806万9千円の追加。

歳出合計17億418万6千円を追加いたしまして、72億3,201万4千円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書に基づいて説明をさせていただきます。

まず、11ページでございます。

歳入でございます。

(款) 国庫支出金、(項) 国庫負担金、(目) 民生費国庫負担金につきましては、放課後デイサービス支援事業の財源といたしまして503万9千円を追加するものでございます。

次に、(款) 国庫支出金、(項) 国庫補助金、(目) 総務費国庫補助金でございますが、15億6,616万円の追加でございます。(節)のほうで、総務管理費補助金といたしまして、まず子育て世帯への臨時特別給付金事業のため、子ども・子育て支援システム改修費の財源として221万5千円の追加、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付金、1人当たり10万円ですけれども、給付事業のため、実施として国庫として給付のほうで15億4,840万円の追加、それに伴います事務費といたしまして1,554万7,000円の追加でございます。(節)の児童福祉費補助金につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施のためでございます。15歳未満のお子さんに1人1万円を追加するもので、給付金事業としては1,808万円の追加、その事務費といたしまして92万6千円を追加するものでございます。

続きまして、(款) 府支出金、(項) 府補助金、(目) 民生費補助金で531万6千円の追加。放課後等デイサービス支援事業の財源といたしまして追加するものでございます。

続きまして、(款) 繰入金、(項) 基金繰入金、(目) 財政調整基金繰入金といたしまして、今回の補正で不足する財源の補填といたしまして1億866万3千円を計上させていただくものでございます。

めくっていただきまして、12ページから歳出でございます。

まず、（款）総務費、（項）総務管理費、（目）一般管理費で313万2千円の追加でございます。（節）需用費で15万9千円の追加については、今回のコロナウイルス感染防止策といたしまして、執務室を分散するために必要なLANケーブル等機材を購入する費用でございます。（節）委託料で221万5千円の追加、こちらにつきましては、先ほどの歳入でもございましたように、子育て世帯への臨時特別給付金事業のため子育てシステムの改修費用でございます。（節）使用料及び賃借料につきましては、先ほどの需用費と同じく、執務室を分散するためにスマートフォンをレンタルいたしまして、機材賃借料75万8千円を計上するものでございます。

続きまして、（目）財産管理費50万円の追加でございます。これにつきましては、コロナウイルス感染防止策として必要な備品、庁舎や出先機関に窓口用のアクリル板パネル購入費等を計上したものでございます。

続きまして、（目）特別定額給付金費につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、全国の全ての人々に給付金として特別定額給付金事業を本町においても可能な限り早期に実施するための事業費15億6,394万7千円を計上しております。まず、（節）報酬で、給付事業に従事する会計年度任用職員の報酬といたしまして214万3千円を計上させていただいています。（節）職員手当等といたしまして、給付事務に対応するため町職員の時間外勤務手当を計上しております。続きまして、（節）需用費でございます。消耗品費50万円、印刷製本費24万4千円の追加、給付事務に必要な各種の申請用紙の購入費や広報紙、封筒などの印刷経費であります。（節）役務費では、通知文書の町内全世帯に向けた郵便料296万3千円、それから口座振込手数料76万5千円を計上しております。（節）委託料といたしまして800万円の計上につきましては、給付事務に必要な電算システムの構築の委託料でございます。（節）負担金補助及び交付金につきましては、令和2年4月27日を基準日とした世帯構成員1人につき10万円の特別給付金を支給するもので、15億4,840万円を計上するものであります。

続きまして、13ページ、（款）民生費、（項）社会福祉費、（目）老人福祉費で2,682万円の予算計上でございますが、65歳以上の高齢者へ商品券5千円を配付する町の単独の生活支援事業でございます。（節）の需用費で、消耗品費5万円、印刷製本費で10万円、給付事務に係る各種諸用紙の購入費やポスターの印刷経費などを計上しております。（節）役務費では、商品券の発送郵便料としまして204万円を計上しております。（節）負担金補助及び交付金につきましては、65歳以上の対象者約4,926人に対する商品券の給付金といたしまし

て2,463万円を計上しております。

(目) 障がい福祉費で1,035万5千円の追加でございます。令和2年3月2日から春休みの前日まで提供されました放課後デイサービス費用の給付費を計上しております。

(目) 社会福祉施設費、(節) 需用費で3万1千円の追加であります。こちらにつきましては、かなんぴあにおける必要な除菌液等を購入する費用を計上させていただいております。

続きまして、(項) 児童福祉費、(目) 児童福祉総務費で19万円の追加でございます。こちらにつきましては、子育て手当の1万円に対する職員の人件費を追加させていただいております。

(目) 児童措置費1,881万6千円の追加につきましては、子育て世帯への児童1人当たり1万円の臨時特別給付金に係る予算計上でございます。(節) 需用費で、消耗品費30万円、印刷製本費で3万4千円、給付事務に必要な各種の事務用品、封筒などの印刷経費でございます。役務費では、通知文書等の郵便料で27万5千円、それから口座振込手数料として12万7千円を計上しています。負担金補助及び交付金といたしまして、児童1人につき1万円の臨時特別給付金1,808万円を計上するものであります。

(目) こども園費で需用費26万2千円の追加であります。中村こども園における必要な除菌液等を購入するものでございます。

めくっていただきまして、14ページ、(款) 衛生費、(項) 保健事業費、(目) 保健事業費で(節) 需用費1万6千円の追加であります。健康相談等事業における必要な除菌液を購入するものでございます。

(目) 母子保健事業費の需用費の4千円についても同様でございます。乳幼児の健診事業等に係る必要な除菌液を購入するものでございます。

続きまして、(項) 上水道整備費、(目) 上水道整備費で582万7千円の追加、繰出金といたしまして582万7千円を追加するもので、水道事業会計において実施いたします水道基本料金4か月分の全額免除に係る減免額の2分の1相当分を水道事業会計に繰出すものでございます。

続きまして、(款) 商工費、(項) 商工費、(目) 商工業振興費で2,925万円の追加です。負担金補助及び交付金といたしまして、まず大阪府が休業要請支援金といたしまして、市町村と共同して実施する河南町の負担分といたしまして1,825万円を追加します。また、町の単独事業といたしまして、一定の減収の生じた町内事業者へ10万円を支給するもので、休業

協力金といたしまして1,100万円を計上するものでございます。

続きまして、(款)消防費、(項)消防費、(目)災害対策費の(節)需用費でございますが、500万5千円を追加するもので、庁舎等の必要な除菌液を購入する費用93万9千円と、マスクの購入費として406万6千円を追加するものでございます。

続きまして、15ページ、(款)教育費、(項)小学校費、(目)学校管理費、(節)需用費で18万5千円の追加であります。小学校2校における必要な除菌液を購入するものでございます。

(目)教育振興費で610万9千円の追加でございます。(節)役務費では、児童が自宅で学習が進められるよう、各学校で作成した課題などの各家庭との郵便料として455万9千円の追加、同じく児童が自宅で学習が進められるよう、映像配信機器の購入として備品購入といたしまして155万円を計上するものでございます。

(項)中学校費、(目)学校管理費、(節)需用費につきましては、中学校における必要な除菌液等の購入費でございます。

(目)教育振興費296万6千円の追加でございますが、(節)役務費につきましては、先ほどの小学校と同様、生徒が自宅で学習が進められるよう、各学校で作成した課題などの各家庭との郵便料として219万1千円の追加、同じく生徒が自宅で学習が進められるよう、映像配信機器の購入といたしまして備品購入で77万5千円を計上するものでございます。

続きまして、(項)社会教育費、(目)放課後児童健全育成費は154万4千円の追加、(節)需用費の8万1千円の追加でありまして、放課後児童クラブにおける必要な除菌液を購入するものでございます。(節)役務費の11万9千円の追加につきましては、放課後児童クラブの運営時間の変更など、保護者への通知文書の郵便料を計上するものでございます。(節)負担金補助及び交付金の134万4千円の追加でございますが、小学校の臨時休業により児童クラブへの助成金の増を計上するものでございます。

(目)公民館費、(節)需用費で14万6千円の追加は、公民館における除菌液の購入費用でございます。

(目)図書館費、(節)需用費の6万1千円につきましては除菌液でございますが、めくっていただきまして、備品購入費で85万5千円の追加は、図書の消毒機の購入費用として計上させていただいております。

続きまして、(項)保健体育費、(目)体育施設費で(節)需用費3万1千円につきましては、総合体育館における除菌液の購入費用でございます。

続きまして、（目）学校給食費で2,803万8千円の追加でございます。（節）需用費につきましては学校給食センターへの除菌液の購入費用と、（節）負担金補助及び交付金2,780万7千円につきましては、令和2年度における年度内の小中学校給食費の半額を助成するものとするものでございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○8番（中川 博）

全体的なことなんですけれども、除菌液の購入と各分野であったんです。これ、購入がなかなかできないということなんですけれども、できるかどうか、まずお聞きしたいと思います。

それと、ちょっと順を追って質問したいと思います。

まず、12ページの特別定額給付金なんですけれども、渡辺部長のほうから早期に実施するためにこのような手だてをするということなんです。一応河南町のほうで説明をいただいたのは5月下旬に申請書を発送するというのを伺っているんですけれども、例えば大阪市の場合、河南町と同じように当初は5月下旬に申請書ということで、松井市長のほうがすごくバッシングを受けたということで、今ホームページを見たら5月22日に前倒しになっているんです。近隣の富田林市におきましても5月20日から申請書を随時発送するというような形になっているんですけれども、なぜ河南町はこのように5月下旬になるのかどうか、オンライン申請のほうはもう5月1日からやっけていただいておりますので、それは評価したいと思うんですけれども、その辺ちょっと伺いたいと思います。

それと、14ページの商工業振興費のところの休業要請支援金、これ、市町村が半額、河南町が半額持っていると思うんですけれども、これ、大阪府の吉村知事が大々的に打ち出して、府としての政策として発表された政策だと思うんですね。例えば近隣の兵庫県のほうは、県がそういう申請をしたということで、各市町村の持ち出しは3分の1なんですね。大阪府の場合は半分も各市町村にちょっと負担が来ているんですけれども、河南町はその辺、例えば一言、二言クレームを言ったかどうかというのをちょっと聞きたいのと、それと町独自の休

業協力金（町支援）のやつなんですけれども、これは今先ほど言いました府全体の休業要請支援に準ずるような形に漏れているところということなんです。これは渡辺部長にも個人的に聞かせていただいたんですけれども、個人事業者の場合、例えば法人の場合でしたら法人申請とかして、河南町とか、またそれぞれのところに法人ということであるわけなんですけれども、個人事業者の場合は、河南町の住民であってもひょっとしたら近隣で仕事をされている、お店を持っておられる方があると思うんです。でも、今回のあれは休業支援のやっぱり売上げががたっと落ちてしまうということで、個人所得に関係してくると思うんで、そういう部分はちょっと配慮が必要じゃないかなと思いますので、その辺の立て分けをお聞きしたいと思う。

それと、16ページの学校給食費なんですけれども、3月末まで2分の1の給食費の助成、これは非常にありがたいことなんです。ところが今、コロナ対策ということで、やはり今現在は非常に大変な状況だと思うんですね。それで来年の3月末までということで期間を取っていただいているんですけれども、今、レムデシベルとかアビガンとか承認もそろそろできているということで、河南町も実際のところは今、1名の方がそういうコロナにかかっておられるということなんです。そうなってきたら、来年までそういうような状況が続くということは、日本の経済自体がもうかなり厳しい状況になってしまうということを考えたら、直近の手当のほうが非常に大事という。ですから、同じような予算を使うんですしたら全額助成ということで、その期間に応じて短縮できないのか。短縮してでも全額助成ということに踏み切れないのかということなんです。

以上のところを質問させていただきたいと思います。

○議長（小山彬夫）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

それでは、私のほうから何点かご回答させていただきます。

まず、1点目、除菌の購入の件につきましては、各担当のほうから買う予定をしているんですけれども、今、議員仰せのように、非常に購入できにくい状況になっております。それで、各課が連携いたしまして買える事業所を探しましてまとめて買うなり、それは対応していきたいと考えております。

あと、2点目の特別定額給付金の事務のスケジュールの件なんですけれども、当初、議会運営委員会のときに私、5月末ぐらいに申請書を発送させていただきますと説明させていた

いただきました。それで、議員のほうからできるだけ早いことにならないのかというご意見もいただきまして、町長のほうからもできるだけ20日過ぎにできないかというようには言われております。

それで、システム業者のほうに交渉いたしまして、できるだけ早く届くようにシステムを構築していただくようお願いしているんですけども、役所のほうに届くのが大体5月20日過ぎになるという返事しか今もらっておりません。それで、届きましたら早急に打ち出して各家庭のほうに発送できる用意は進めておりますので、5月末と言っておりましたが、もう少し早くできるように努力したいと考えております。

それと、休業要請支援金の2分の1と3分の1というような話でございますが、当初大阪府のほうから説明に来られた場合にも、若干の金銭的なことはお話ししたんですけども、大阪府下市町村がほとんど2分の1でオーケーと言っておられる中で、河南町といたしましても地元企業の援助の支援のために致し方ないと思ひまして、2分の1で協力させてもらうことにさせていただいております。

それと、3点目が町独自の休業協力金のことなんですけれども、あくまでもまだ素案でございますが、事業所につきましては、あくまでも河南町に本店を有する法人または主たる事業を有する個人という考えで今のところはやっております。それで、また詳細につきましては今後まだ検討していかないといけない点があるんですけども、一応今のラインは、今説明しましたように河南町内に本店を有する法人または主たる事業所を有する個人と、もうあくまでも河南町内の事業所に限定させていただいております。

私のほうからは以上です。

○議長（小山彬夫）

湊教・育部長。

○教・育部長（湊 浩）

給食費の助成の関係でご質問いただいたと思います。

現在、学校給食費の負担金補助及び交付金におきまして、2分の1にて今年度中の助成を考えているところでございます。期間を短くして全額助成できないかというご意見でございますが、今年度に関しまして、取り急ぎこの期間をもって2分の1で進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

まず、特別定額給付金は辻本部長のほうから回答いただいたんですけども、ちょうど今回答されたことは大阪市の松井市長が言われたと同じなんです。できるだけ早くせえということで対応を急いでいますと。それで非常に住民というか、バッシングを浴びて、そして5月22日に変更したということですから、今、何遍も言うてもあれですので、そこはもう明確に日にちを指定して、今ひょっとしたら20日ということも言っていたので、明確にホームページに載せられるように、早急をお願いしたいなと思います。

それから、町独自の休業支援のほうなんですけれども、大阪府のほうは分かるんですね、大阪府に対して個人事業の税金が府に対して入るということで。でも町の場合は、町の均等割のごく僅かなんです。ですから、例えば河南町の個人事業者の人で河南町にお住まいの方が近隣でお店を開いていただいても、河南町に対しての税金のほうが多いわけですから、まして、その所得をやっぱりコロナに対して収入が減っているということを対応するということでしたら、是非個人事業者に関しましては町住民の方という観点でお願いしたいなと思います。

それから、給食費につきましては3月末ということにされるということなんです。今、コロナ対策ということで、そういう収入とか非常に減って大変だということで、給食費を補填してそういう家庭を援助しようというような考えだと思うんですね。そういう考えでしたら、今、この直近というか、今が大変な状況なんです。来年の1月、2月、3月まで支援したところで、そこまで支援しなければいけないような状況というのは日本経済がほとんど厳しい状況になってしまうので、そう考えたら、今現在本当に仕事も休まなければいけない、いろんな意味でということを考えたら、やっぱり直近のそういう給食の全額助成ということに踏み切るほうが、私は選択肢としてはいいんじゃないかと思います。もし再考していただいて答えられるのやったら、答えていただきたいと思います。

○議長（小山彬夫）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

確かにそういうような考え方もあると思います。給食費の問題につきましては、私のほうも日頃から一部補助というような考えで進めてきたところですが、こういうような新型コロナウイルス対策の関係で補助という形で森田町長のほうからお声をいただいて、半額という提案をいただきました。1年間、3月末ということの期限ですけども、将来的にこの延長

線にはさらに給食費の扱いを考えられるという、これがあるのかなというふうに思っています。

いろんな物の見方、考え方があるとは思いますが、町長の思いもそういう方向にありますので、3月末まで半額補助という制度設計で進めさせていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（小山彬夫）

佐々木議員。

○4番（佐々木希絵）

幾つか質問があるんですけども、まず12ページの10万円の給付金に関してなんです。総務省の見解で、10万円を配布するのに、例えばホームレスの人は住所がないわけですよね。でも、そこで河南町で今実際に暮らしているホームレスやったら、その市町村で対応しろみたいなことが総務省の見解で出ているんです。その辺り、実際問題としてどうやって対応していくのか。ホームレスの対応というのが、13ページにもある65歳以上の5千円の商品券も同じような対応でやっていけるのかどうかというのが1つと、13ページの休業要請に関して、先ほど中川議員もおっしゃっていたんやけれども、吉村知事、初めに何か箕面市での議会での市長の答弁で、初めに5市ぐらいの市長には事前に相談があったと答えているんですけど。そこに箕面市も入っていた、大阪市も入っていた、あとの3市はちょっとまだそのときは言っていなかったんですけども、43市町村ある中で5市に相談して踏み切ってしまうというのが、言われたからには追随しないとしようがないというこのやり方、強く抗議してほしいというのと、河南町には事前に相談があったのかというのが、もしかしたら入っているかもしれないので。

入っていなかったとしたら、本当に強くこういうやり方はあり得ないということを抗議してほしいというのと、水道料金に関してなんですけれども、4か月間の基本料金が無料と。ほかと言ってもあれやけれども、半年とか1年とかのところもありますよね。今、学校とか公民館とかかなんぴあでも閉めていて、本来住民が消費するであろう光熱費というのが浮いていますよね。それを補填したらもっと長く、もしくはもっとパーセンテージを下げてできるんじゃないかなと思うんですけども、その辺りをどう考えているのか。1か月当たり今浮いてそうな、節約できた金額が総計で分かれば教えてほしい。

15ページの学習支援、オンラインとか郵送とかでやられるんですけども、これ、今月いっぱいぐらいで学校が完全再開するんじゃないかみたいな見通しを取りあえずあるんです。

毎日登校できるようになってからは、オンラインでの配信とか郵送での配信というのはどうしていくのか。個人的には、もちろん不登校の子もいてるし、例えば台風で学校が急になくなった日とか、すごく暑い、もう熱中症、熱中症と今すごく問題になっているので、例えば35度を超えた日はこれに切り替えますとか、そういうやり方で続けていくことはすごく有益じゃないかなと思うんですけども、その辺りの考えをどう思っておられるのか。

以上、4点か5点お願いします。

○議長（小山彬夫）

辻本総合政策部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

それでは、私のほうからホームレスさんの対応についてご説明させていただきます。

ホームレスさん等への周知、支援につきましては、ホームレス等の生活場所等を訪ねてチラシを渡ししながら、情報提供やホームレス等の住民登録の確認、それと支給までの手続の援助などを、自立支援センター等といたしますのは、うちは多分社会福祉協議会等になると思うんですけども、の利用の案内など、ホームレス等の実情を踏まえた支援が必要であり、ホームレス支援担当者とともに連携して周知を図っていくようにしております。

それで、国のほうからもホームレス等に関する案内のチラシ等を近々送ってきますので、それを基に掲示等をさせていただきたいと考えております。

それと、2点目の休業要請ですが、これはテレビで放送された前に相談があったかということですね。テレビ放送後に、大阪府のほうからは相談に来られましたが、前はなかったと思っております。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

教育振興費の関係でご質問いただきました。

この中で、今、教育委員会のほうからは役務費としていわゆるレターパックの購入費としての費用と、それから備品購入費でオンライン授業が可能になるような形ということで、この2つを挙げさせていただいています。

一つ、レターパックのほうは、これは学校と家庭、これのいわゆるアナログ的に物を送る、または課題をされた紙媒体をレターパックに入れてまた学校に送り返す、学校でそれを採点

してまた家庭に送り返すと、このような繰り返しを双方向でするために予算化させていただきました。

一方、先日の府の発表で来週から臨時登校を実施するということになりましたので、全てこの予算を使うということはもうなくなったかなと思います。ただ、一部そういうような機会もある可能性もありますので、予算を慎重に活用いたしたいというふうに思っています。

来週は週1回、再来週からは週2回程度というような登校をするということで、先日、昨日ですか、臨時校長会を開きまして決めています。詳細につきましては今日ぐらい各学校のホームページに上がっていると思いますので、よろしくをお願いします。

それと、備品購入費のほうですけれども、これにつきましては、新しくGIGAスクール構想というのがありまして、これは、ICTを活用して学校の中でもそういうオンライン授業も可能な環境づくりをしていこうという方向に今、動いています。

GIGAスクールというのは、グローバル・アンド・イノベーション・ゲートウエー・フォー・オールという略で、ギガバイトのそういう容量の話じゃなくて、オールというのは子供たちというように直訳できると思います。だから、ゲートウエー、グローバルやイノベーションの出入口となる端末を子供たちというように訳になると思うんですが、こういうような環境をこれからつくっていきます。

5月末までに登校が一部可能になる、場合によっては6月から一定の学校再開が期待できる中においては、これはちょっと遅いんじゃないかという話があるかもしれませんが、ただ、これからの学校環境がこっちの方向に向いていきますので、この予算も十分活用して使いたいと。

さらに、新型コロナウイルス感染症の問題は2波、3波、またこの秋、冬に必ずや起こってくると思います。こういう事態が起こったときに活用できるように、これからも学校現場のほうもいろいろと研修を重ねていってほしいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小山彬夫）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

水道料金のほうでございますけれども、基本料金、2期4か月分を100%減免ということで今説明させていただいています。大阪府内のほうでも基本料金の減免の取扱いをやっている団体が幾つかございますけれども、基本的には、その減免の率であったり期間であったり

というのはほとんどばらばらでございます。料金の減免をやっていないところもまだ多数ございます。

その中で、河南町といたしましても、水道事業会計のほうはここ何年かずっと単年度で赤字決算を続けている中で、なかなか料金を減免するというのは厳しい判断だったんですけども、何とか町の一般会計から半分繰り入れるんで、少しでも住民さんの支援になればということとさせていただいているところなんで、仰せのように、なかなかできる精いっぱいぎりぎりのところ、2期4か月分ということでご理解をいただきたいというふうを考えております。

それから、今、各施設が利用できていないので光熱水費が最終的決算ではある程度浮いてくるだろうということなんですけれども、今回の単独費につきましては、基本的には全部財政調整基金、貯金を取り崩してやっておりますので、そのこの浮いてくる部分につきまして充てるには、まだそれは今度、基金を取り崩したところへ戻すというか、全体でどれぐらい浮くかというのが分からない状況なんで、なかなかそこはつかみにくいところがございます。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

佐々木議員。

○4番（佐々木希絵）

いろいろありがとうございます。

10万円の給付、12ページの分なんですけれども、見解が総務省から出ていて、うまくやっていくという話なんです。これ、河南町で受け取ったらもうほかでは受け取れないとか、もちろんそれはそうなんです、それはうまくほかの市町村と連携できるんですか。というのと、5千円の商品券、65歳以上の分もそのように取り扱っていかれる予定ですか。

あと、公共施設も大体、今1か月当たりどれぐらい使われていないのか。コロナも、もうかなんぴあ自体2か月、学校も2か月休んでいるので、1か月当たりの概算というのは出ると思うんですが、お願いしたい。

オンライン授業に関して、概ね私が言っていることと教育長の言っていることは一致しているのかなという気はするんですけども、今後使いたいというざっくりしたことなんです。具体的にどう使っていくのか。今、購入するからにはある程度の具体的なビジョンが固まっていると思うので、その辺りをもう一度ご説明してほしい。どういうときにどんなイメージで使っていくのか。

休業要請に関しても、吉村知事が言って報道後に相談があったけれども、しようがなかったなんです。しようがないのはしようがない、ああいうやり方をされる方なんでね。ただ、今後ちゃんと抗議してくださいという質問でした。抗議してくれるのでしょうか。

○議長（小山彬夫）

審議の途中ですが、2時50分まで休憩します。

休 憩（午後2時38分）

~~~~~

再 開（午後2時51分）

○議長（小山彬夫）

休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの佐々木議員の質問に答えてください。

辻本総合政策部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

特別定額給付金と高齢者生活支援給付金のホームレスさんの取扱いの件でございますが、高齢者生活支援給付金につきましては、国の特別定額給付金と同じような取扱いでさせてもらおうと考えております。

それと、二重に払うことはないのかということなんです、ホームレス等に確認しまして、二重払いはないようにしたいと思います。

それと、休業要請支援金の知事等への提言なんですけれども、大阪府町村長会の会長を通じまして、知事のほうに意見等を言ってもらうことになっております。もうしていただきましたので、それでやっております。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

湊教・育部長。

○教・育部長（湊 浩）

先ほど、オンライン学習の内容等々についてのご質問でございましたが、今現在想定しておりますのは、学校教職員によります授業風景をビデオ撮影していただき、そして購入するパソコン等々で動画編集を行って、その完成したものを学校のホームページ等にアップして、それを見ていただけたらなというふうな構想を持ってございます。

そして、今後も、先ほど教育長が申しましたようにGIGAスクールへつないでまいります。

すので、タイミングがあるごとにそういった事前に今回購入させていただく分も活用してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小山彬夫）

赤井部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（赤井毅彦）

すみません、かなんぴあのほうなんですけれども、細かい数字で持っていませんけれども、基本料金は基本的に使っていないでもデマンド方式なので変わりません。電気も全く使っていないかといいますと、こども園でありますとかうちのが入っていますし、設備の点検とかプールのろ過器なんかも動かしていますので、多少は減っているかと思えますけれども、そんなには思っているほどは減らないんじゃないかというふうに思っています。

○議長（小山彬夫）

湊教・育部長。

○教・育部長（湊 浩）

学校でのおおよその水道料金、月額3校で合計いたしますと、昨年実績でございますが16万円でございます。

○議長（小山彬夫）

浅岡正広議員。

○9番（浅岡正広）

先ほど中川議員からも少し出ましたが、消毒用の薬剤なんですけれども、先日の委員会でも少し触れました。今回聞きたいのは、一番消毒液の中でどういったものが有効なのかというのと、今回多岐にわたって予算を見てもらっているんですけれども、トータルでお幾らになるのかお聞きします。

○議長（小山彬夫）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

今回、除菌液を各施設の管理ということで、施設で個別に計上させていただいています。合計いたしますと208万円の金額となります。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

赤井部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（赤井毅彦）

どういったものを購入するかということなんですけれども、手指の消毒液につきましては一般的にはアルコール濃度が70%以上のものが有効というふうにされていますので、アルコール濃度70%以上の消毒液を購入していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山彬夫）

浅岡議員。

○9番（浅岡正広）

先ほど辻本部長からも、なかなか手に入りにくいというような話もありました。そこで、先日もお話ししましたが、それらを製造できる機器というものが有効に今、出回っているみたいなんですけれども、先日、委員会では、行政から各施設へというような、自治体から配られているところもあるという話をしていたんです。二、三日前の報道で、民間から自治体へ向けてその液を供給できるというようなニュースも出ていました。

そこで、今回トータルしたら200万円を超すようなお金をかけるのであれば、安価でそういう製造機械があるというふうな形でお聞きしておりますので、この予算は致し方ないとしても、今後ノロウイルスとかほかのウイルスにも有効な液体を製造できる機械が今、安価でありますので、その辺もご検討いただけたらと思うんですけれども、行政側のお考えを確認しておきます。

○議長（小山彬夫）

辻本総合政策部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

アルコール類の件なんですけれども、私のほうから昨日、危機管理室長のほうに、民間で次亜塩素酸水を配布しておられるところがございますので、そこにもらえるように申請してほしいと言って指示しているところがございます。まだその事業所からの結果は来ておりませんが、今申請しておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小山彬夫）

浅岡議員。

○9番（浅岡正広）

有効であるというふうな認識を持っていただいているのであれば、是非ともそういうような形で、今回は民間さんに助けていただくようにされてもいいんですけれども、先ほども言

うていますように安い金額で、こないに200万円も300万円もする機械と違うと思いますので、本の消毒にも八十何万円の機械を購入されるのであれば、そうしたところも含めて今後、教育のほうでも同時に検討していただけたらと思いますので、これは要望しておきます。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

全体的なこの予算に関しての質問をさせていただきます。

今回の補正予算に計上されています主なものは、1人10万円給付をやっていくということなんですけれども、当然、この予算を組まれるに当たって優先順位を決めての予算編成をされたというふうに思っているんです。この編成に当たっての視点をまず第1点にお聞きしたいというふうに思います。

2つ目ですけれども、先ほどもいろんな議員さんのほうから集まった給付金の、既にお隣の千早赤阪村では始まっていますし、直近のSNSを見ておったら84の自治体でもう給付が始まっているんですね。やはりスピード感が要求されるものにあって、その点でどこが違うのかということをお聞きしたいというふうに思っています。

3つ目、マスクの配布は非常に住民の方には1人10枚ということで、タイムリーな施策で喜んでおられます。しかし、その上で大いに言われている要望としては、家族の多い世帯あるいは障がいを持っているお宅、持病を持っているお宅、こういったところにはさらなる配布の要望があります。そういったところにはどのように対応されていくつもりなのか、お聞きします。

4点目、今、新型コロナ感染で一番住民の方が不安がって、我々もこういう対応しているマスクの対応、感染症対策をいろいろやって、その一番の原因は、やっぱりワクチンの開発、特効薬がないということでの心配事であると思うんですよ。そういった意味では、PCR検査がなかなか進んでいないと。欧米諸国に比べても日本は10万人当たり1.5みたいな数字が出ていましたけれども、そんな中で、PCR検査を南河内圏域関係の中でやはり首長さんが早期に集まって南河内全域でセンターができれば、いろんな症状が出たときにはそこに検査に行けるという安心感もあるんじゃないかなというふうに思っているんです。そういった申入れをされているのかされていないのか、その辺りをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小山彬夫）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

今回の補正予算を編成するに当たりまして何を優先ということですがけれども、基本的には新型コロナウイルスの感染によって生活の困窮であるとか、そういった形で生活支援が必要であろうということで、国がどういった制度を導入するか、あるいは府はどういったところに支援をするかといったところを鑑みながら、町でできることは何かというのを全体のいろんなバランスを見ながらさせていただいています。

生活支援として一律10万円国が出します。休業支援については府が100万円、50万円出します。それ以外にも子育て手当には国が1万円出します。それ以外で町が単独としての支援をできる場所は何かということ、一番最初に町長のほうから1億円程度の予算規模で単独でできることを考えたかどうかというような指示も出ておりましたので、そういった中で町としてできる分は何やということを考えながらいろんな施策を打ったということなので、基本的にはコロナウイルスに絡む生活支援を主に考えているということでございます。

○議長（小山彬夫）

辻本総合政策部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

特別定額給付金のスケジュールの違いについて原因は何やという質問やったと思うんですけども、私どものほうでも、ゴールデンウィーク明けに郵送される市町村、団体のほうの数は大体把握しております。その団体につきましては人口規模の少ないような町村が多いようございまして、その理由につきましては、今回の申請につきましては世帯全員の氏名等々を入力して送付するような形になっております。それを直接手打ちによる入力をされておったり、独自で職員さんがいてまして、それで作業をしているようなことによる時間の差が生じてくるのかなというように考えております。

大阪府につきましても、ほとんどの団体につきましてはまだ送付ができていないというような状況になっておりますので、その辺、了解を願いたいと思います。

マスクにつきましては、非常に入手が困難な状況でございました。それでも1枚10円の10枚入りのマスクを5,500袋購入することができましたので、区長さんを通じまして、広報と同時に各世帯に1袋配布させていただきました。購入したマスクを概ね全部配布することになっております。

議員仰せのように、いろいろな方から配布の要望や意見等をいただいております。ただ、まだ追加のマスクが購入できていない状況でございますので、今後この予算が通りまして、

またマスクが購入できましたら、第二弾、第三弾のことを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

赤井部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（赤井毅彦）

PCR検査の件でございますけれども、大阪府のほうもPCR検査を増やしていくということで、各保健所単位になるんですけれども、PCR検査をしていくという体制を整えてくるように聞いております。

富田林保健所管内でも、管内の3医師会、富田林市、河内長野市、大阪狭山市の医師会の人的な協力を得まして、そういう体制を取っていているというふうに聞いております。ただこれは、各病院で受けるというんじゃないしに、保健所の判断でしかるべきところに行って検査を受けてという形になっております。

大阪府下でも、順次体制を整えて増やしていくというふうに聞いております。

以上です。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

最初の予算の再質問をさせてもらうんですけれども、補正予算の総額を見ますと、17億418万円という予算額は近年にない大きな予算ですよ、本当に。私も議員になって初めてこれだけ大型の予算を組まれていますけれども、実際に中身を見ますと、15億9,550万円ほどが国からの補助金なんです。93.6%ですよ、国からの補助金。逆に言いますと、うちは何ぼかという1億866万円、6.3%しかないということなんです。ここのところが僕はちょっと不満なところなんです。

緊急性を要求するものであって、うちは3月に前町長も亡くなって選挙もやらないかん、いろんな準備があったにせよ、やっぱり住民生活を第一に考えていくなれば、スピード感のところ、あるいは全体の予算の中で、うちの財政規模を見たときにこれでいいのかなということなんですけれども、そこの評価をちょっと町長にやっていただきたい。

それと、今、職員さんが頑張ってA班、B班、2班体制でやられていますけれども、給付との関係で体制が本当に、先ほどの答弁では20日前後というような話がありました。その体制が保証できるのかというあたりをお聞きしたいということです。

マスクの問題ですけれども、当初3月末ぐらいは対策委員会の中で、妊婦さんや病院あるいは介護施設関係に災害対策の予備として確保しておいたものを配られた、これは本当にいい措置やったというふうに思うんですけれども、現在、うちに実際に配られた後どれくらい今残っているのか、お聞きしたいというふうに思います。

PCR検査については、南河内医療圏域の中で是非これは町長を先頭に首長さんに頑張っていて、オンラインでも何でもいいですから、医師会の協力を得て南河内でPCR検査ができるように是非頑張りたいというふうに思います。

3点だけ再質問させていただきました。

○議長（小山彬夫）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

予算ですけれども、全体の数字を見るとこういう数字になっているかと思います。確かに国の10万円という給付の額がそれだけ大きな数字であるという、国のほうがどういう形で10万円の給付を捻出したかというのも見ていただきたいと思います。ここは全体的に国債の発行で対応しているかと思います。

町のほうは1億円という数字を出しているんですけれども、この数字が全体を見てパーセンテージで少ないとそういう率でいうと、それは何%だったらいのかという議論にもなってくると思うんです。1億円という数字については、今現在、基金を活用して対応していきたいという形で考えておりますけれども、全体としてやはり基金の保有高をどれくらいにすればいいのか、どれくらいで保つかというバランスもあります。

ただ、今回のコロナも一つの危機、災害であるという観点から、これだけの対応を急遽しなければならぬと。通常の大雨とか台風とか地震とかについても当然ながらこういう対応をするんですけれども、今回は、やはり災害でも通常考えられる災害とは少し質が異なっているような感じがあります。ただ、全体としてやはり危機管理、危機ですので、国も災害と同じような支援策をやっていただきたいというのが私の希望でございます。

現在のところ、町単独でこれだけまずやってみよう。ただ、いつ終息するかがまだ疑問である。もう終わって、災害であれば、台風が通過すればそれ以上の災害、二次災害は当然考えられますけれども、それ以上の大きなものは通常考えにくい状況になる。ただ、今回の場合はこれからまだ先も考えなければならない事象が起こり得る可能性がゼロではない、ゼロよりも高いのではないかという推測の下に、今回この形を取らせていただきました。

1億円という数字も、はっきり言いまして今までにない数字だというふうに理解しておりますので、その点は理解していただきたいと思います。

○議長（小山彬夫）

辻本総合政策部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

A、B班体制のことでございますけれども、5月1日付で特別定額給付金給付事業プロジェクトチームを立ち上げていただきまして、部でいいますと総合政策部、総務部、住民部、健康福祉部、教・育部、会計課、横のつながりを持って作業させていただこうということで、総勢A班10名、B班10名の各20名でプロジェクトチームをつくって、できるだけ早急に給付できるように体制を整えさせていただきました。

2点目のマスクの現在の枚数でございますが、新型コロナウイルスが始まる前のマスクの備蓄枚数は1万枚ございました。それで、妊婦さんとかケアハウス、老人ホームとかいろいろな施設等に配布いたしまして、現在のところ、残っておりますのが2,200枚でございます。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

最後の質問となります。

町長が1億円評価してほしいということなんですけれども、基金の活用と言うてはあります。もう少し突っ込んで言いますと、うちは財政調整基金11億7,700万円貯金があるわけです、財調だけで。その関係で言うたら9.2%、基金全体で25億円何がしありますけれども、こことの評価で見ますと4.3%ですよ、今回、1億円の評価は。基金というのはどういった性格のものかと言えば、やっぱり非常時のために町が今まで一生懸命こつこつためて、入り用があればいざというときに、こういうときに使うというための基金じゃないんでしょうか。住民の苦難に応じてこそ生きたお金の使い方じゃないんですかということをお願いしたい。この評価をお聞きしたい。

もう一点、各自治体で毎日いろんな情報が入ってきますけれども、支援策を打ち出されています。そうした中で、本町の今回の補正で組まれていないものを幾つか指摘したいと思います。

高校生、大学生、専門学生に対する授業料、学費などの支援はいかがされるのかというこ



とと同時に、妊婦さんに対する支援策が必要かというふうに思っているんですけども、これは次の補正で組まれるのか、その辺りの方向性をちょっと考えていただきたいと思うんです。いかがでしょうか。

教育委員会に最後、聞きます。

休校が続き、自宅待機で長くストレスがたまっています。運動不足が懸念される場所がありますけれども、ストレス解消、運動不足解消に向けた取組を自宅で何かできないだろうかということで、いろんなスポーツマンがVTRとかいろんなメディアを使ってやっています。児童生徒にも10分、15分、30分、自宅でできるようなことを奨励するようなことはできないだろうかという提案ですけれども、その辺りの見解を求めたいと思います。

○議長（小山彬夫）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

予算規模の問題が多分出ていたと思うんですけども、基金の数字については、当初予算のときに議会のほうにお示しした数字をご提示いただいたと思います。実際のところ、基金をどれぐらい持っておれば大丈夫なのかというのは、議論はいっぱいあると思います。ただ、いろんな事象に備えるために財政調整基金というのは11億円程度今持っている。これを一回、どれぐらい使っているのかというところで、使うことは可能だと思いますけれども、使えばその分のまた補填策を考えないかと。だから、使って回収する見込みを立てなアカン。そういう点から考えると、今回の予算編成が精いっぱいのところ今頑張ったというふうに理解いただきたい。

ただ、これ以上もあるということは想定していかなければ、今回は無理だなと。ただ、次にどれだけのものを出さなアカン、出す必要があるのか、いや何もしなくてもいいのかというのは今後の動向を見ないと全く分からない状況ですので、だから、先ほど2問目でありましたように、次で何が出てくるとかそういうことは、今、一回終息のような形に見えていますけれども、北海道のように第2波が来るとか第3波、第4波というようなそういう報道もありますので、一概に今の状況をどう見てどう判断するかというのは、国、それから大阪府なんかの専門家を入れたところでいろいろ判断する材料をいただけるかと思います。それを見た上で当然判断していく必要があると思っていますので、次の段階がどうなのというのはいろいろ申し上げられませんが、多分これで終わりではないんじゃないかという、そういう予測の下に今回、予算を編成させていただいたというふうにご理解いただきたいと

思います。

それから、学生さんの話が出ましたけれども、学生さんについては国のほうでも政策を打っておられるかと思えます。今、各大学で一時的な給付金とかそういうふうなものも打ち出しがされておりますけれども、あれは、ある程度国のほうの政策も受けての話だと理解しております。

ただ、大学生、それから高校とか専門とかいろいろあると思うんですけれども、今年の4月から高等教育の無償化の一部が始まっているかと思えます。これは、経済対策の中で去年の消費税の10%引上げの段階で、保育園の保育料の関係とかその部分で今年の4月から始まるということで高等教育の無償化、当然これは所得制限とかがあるんですけれども、そういうようなものもありますので、国の政策のほうで一部そういう対応はされているというふうと考えており、町のほうは、国・府が考えている、そこでどういうところに手を差し伸べたら住民の皆さんの助けになるかということを考えて上で今回予算編成をしたということで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（小山彬夫）

湊教・育部長。

○教・育部長（湊 浩）

教育委員会のほうに質問いただきました。連休中におきましても事務局と学校長がいろいろ連絡を取り合いながら、そして昨日、臨時校長会でいろんな子供たちの対策についても話をしました。学校現場のほうは、子供たちの命と健康を守るために今どうすべきなのか、何をしてあげるべきなのか、何を指示すべきなのか、本当に真剣に考えてくれています。

今回、臨時登校日が始まりますけれども、例えば中学校の場合においては、1日ずつ1学年ずつずらして登校日を設定する、その設定した登校日は子供たちをどこで受けるのかというと、運動場で受けたいと。教室ではまず三密状態になるおそれがあるんで、グラウンドでそういうような受け方をして、指示をして、連絡すべきことは連絡し、渡すものは渡してまずは解散したい。次の週からは10人から15人程度の状態をつくって各教室で分散指導すると、このように本当に子供たちの命と健康を守るための取組に誠意を尽くしてくれています。

今、ステイホームということで、家にいなさい、集団で遊ぶな、公園に集まるなというような本当に子供たちにとっては厳しい環境の中で、子供たちのストレスも相当たまっていると思えます。臨時登校日を活用して、子供たちに対してそういう心のケアも含めて、今、子供たちとしての在り方をまた各教職員のほうから指導、指示していただけるように教育委員

会からも申し伝えたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小山彬夫）

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

これは補正予算なんですけれども、町単費では1億円ということなんです。これ、東京に次いで大阪が本当に危機を持って、吉村知事も毎日毎日危機を持ってやっている。何か河南町だけ他府県の河南町みたいで、ほんまに危機感を持っているのかなと。1億円で済むんやとか、もっとやらなあかんと違うかなと思うんやけれども、これ、本当に市内では患者がいっぱいいて、病院もパンク状態。他府県の少ないところ、鳥取とかそういうところと一緒にしてるん違うかなと、こんなの議事録に載ったらおかしくなるけれども、抹消してくれたらええけれども、後で。

そこら辺ちゃんとやってもらわな、それでA、Bと分けて職員は出てくる。自分らの危機管理はきっちりやっている。議会でも、出てけえへんから出てきてくれというて頼んだぐらい。人事も昨日決まったところやと。全然本当に考えているのか。

よその自治体は休みを返上してやる。河南町は祭日はきっちり休んでやっている。それで臨時議会をやっている。森田町長はコロナと一緒に誕生したみたいなものやから、もっと考えてやらな、マスクも今、値段が下がっておる。アマゾンでももう出ておる、今。そしたら、10枚ずつこの間ずっと回っていたら、言わはったわ。大事に使うてる、10日使うてる。これ、おかしいやろ。買ってまけるものはまいたらええねん。10枚で終わりか、それやったら。

今、60円出したら何ぼでも入ってくる時期や。そやから、かえって不衛生になっておる。今、国からマスク2枚がまだ来えへん。それやったら今もっと森田マスクをまいてくれたらええやん、これだけ評判がええんやから。

今、力武議員も言った妊婦さんとか障がい者のあれとか、要望は要望で、2,000枚あったらそこにすぐ持っていったらいいねや。町まで来て要望してはるのに2,000枚何を残しておるの。

これ、予算やけれども、31日まで延びておんねん。日々やらなあかん。日々対策がほんまや。河南町は大阪や。そこら、全然危機感がないよ。ぼかし過ぎる。

水道料金4か月分、今、府水も値段を下げるというている。あちこちの市町村から要望書出している。それ、河南町は府水の水を買っているんやけれども、要望を出してるのか出してないのか、聞かせてくれ。

日々会議してやらなあかん。AやBや分けている場合と違うやろ、部長やったら。町長が誕生したら一番先に人事をこしらえて、部長だけでも寄って毎日どうやこうやと、大阪やねんから。もう何か府で決まったことを来月から1人ずつ週2回で行きますと。言うたことをそのまま言うてるだけや。その辺どない思うんや、町長。

○議長（小山彬夫）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

いろいろご指摘いただいているわけですがけれども、いろんな点でコロナについては、河南町で当然、毎日私のほうは、どういう状況になっているか、どういう検査の人がどういう保健所というか、そういう相談センターに連絡しておられるかというのは全然分かりませんので、日々どういう状況になっているかというのは確認しながら、当然ながら保健所からの連絡もすぐに入ってくるようになっているんですけれども、日々気にしながら毎日過ごしていると。それで対応していかなければならないと。

ただ、確かに1人町内で出ていますので、その方のケアは必要やということで、私のほうから申し上げますのは、当然その方が生活できるかどうか、それから家族の方のケアも必要なんで、困っていることがないのかということはずごく心配で、担当部署を通じてそういうことは聞けないのかということとは常々申し上げて、保健所を通じて、発症した本人さんか家族の方に確認していただいたら、そういうことは十分親戚の方で対応しているというお話でございましたので、それ以上のことはやっていないんです。

事象として、大阪府内でどれだけ感染、市内が多いというのは確かにあります。周辺部、特に南河内地域になってくると北摂に比べると少ないというような、こういう事象がありますけれども、今、大阪に当然ながら通勤される方もいらっしゃいますし、昔に比べると移動の範囲はずごく広いというふうに考えます。ただ、全然心配していないというか、危機意識を持ってやっていないというわけではないというのはご理解いただきたい。

ただ、そういう対応をするために、いろんな人事も含めて今の体制を維持した上で対応していこうというふうに、当面4月に入った段階では対応しようと思ったので、人事については少し遅れているというふうなことになっているのは致し方ない部分もあると思いますけれども、ご理解いただきたいと思います。

ただ、額で少ないか多いかという議論もありますし、全体として町の職員を2班体制でやっている。2班体制でやっている段階では、勤務体制としては土日も含めて職員は全員交

代で出勤しているという体制を組ませていただいております。ただ、土日に窓口を開けているわけではない、それはありますけれども、仕事量としては、全体として住民の皆さんが生活していく上で必要な事務はこなしながら、職員に対しては隔日勤務ですので当然ながら今まで生活のリズムも崩れますし、そういうような点ではすごく無理強いというか、しんどい思いもさせている部署もあるかと思えます。それは協力して職員も頑張ってくれているというふうに理解しておりますので、議員の皆様もご理解いただきたいというふうに思っております。

これで終わりかという議論がありますので、これで終わりではないのではないかという予測の下に今後対応していきますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

○議長（小山彬夫）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

企業団水のほうで用水を供給しているわけなんですけれども、受水費用を引き下げるよう要望はしております。

以上です。

○議長（小山彬夫）

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

是非、府水を下げるといふ答えが出た場合、河南町でも水道料金にそこらを反映するようによろしく申し上げます。

午前中、議員が皆寄って議員提案して皆賛成して通ったんやから、そこら辺もよく考えて、応援しているんやから、町長、教育長に対して。ほんまに今、河南町だったら人口が少ないから、パソコンを配布してオンライン教育は河南町やったらすぐできると思う。そやから、そういうのを今やるべき時やから、予算も河南町民のお金なんやから、職員が振り回してどないしてするお金やないんや。河南町民のお金や。

今、世界中がコロナや。災害やったら、熊本地震や台風やというて地区地区の話やけれども、世界中なんやから、ちゃんと今のうちにやらな、いつやるねんということや。今でしょう。そやから、それは教育長、そこらはもうぱぱっと河南町でやれるところやと思うんや、キャパ的に。それを一遍ちょっと答えて。

○議長（小山彬夫）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

おっしゃるとおりで、今だと私も思っています。そういう意味で、今1人1台パソコンの予算化も国のほうに申請をしまして、内示をいただいたという連絡を受けています。そういう形では準備を進めていきます。

今、この5月、6月でどうのこうのというような形には、とても体制は取れないと思います。今、世界でパソコンの生産が止まっている環境、もう日本中で先ほどのG I G Aスクールの構想がスタートするという中で、本当に物がどれだけ整うのかというのも現実の問題としてあります。そういう中であつたとしても、先ほど議員のほうからもご質問があつたように、オンラインスクール、G I G Aスクール、こういうような環境整備は次代に向けて取り組んでいく必然性があるというふうに認識していますので、またいろいろとご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山彬夫）

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

お願ひします。

最後に、マスクを配ってほんまに全町民が喜んでおられます。そやけど、それを10日も1週間も使い回しするんやなしに、はっきりこれは1回きりですよと、洗って使えるものと違ひうし、それを言うておいてやらな、また違ひウイルスが発生するという原因になるよつてに、不衛生の部分もよく考へて、喜んでるからやっぱりまいてやつてほしひ。そやから、役場までわざわざ要望に來た人には渡してやつたらええ、それぐらひの気持ちでよろしくお願ひしますわ。返事をもらおうか、町長に。

○議長（小山彬夫）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

確かに、マスクなんですけれども、いろんなどころにないかというのは私も常々言つております。まとまつたものが欲しいのは欲しいです。それは金額との兼ね合ひもあるんですけれども、マスクと消毒液というのは必要不可欠なものというふうに考へておりますので、何かまたこういうふうなところで購入できそうなところがあれば情報提供いただけたらというふうに思ひます。

いろんなどころに要望というんですか、この前も全世帯に配って、妊婦さんにも10枚プラスしてお配りしました。各施設で足りないところはないのかということ聞いて、配れるだけ配ろうと。今持っている在庫を当然ながらゼロにして、危機的なきに全然対応できないという部分もあるんです。今、何枚持っていたらいいのかという議論もあるんで、必要などころには必要な分を当然前倒しでどんどん出していかなあかんよという話は常々言っております。その都度対応していきたいというふうに思います。

○議長（小山彬夫）

大門議員。

○2番（大門晶子）

1点だけ教育委員会のほうにお伺いしておきます。

今、時代の要請を受けてオンライン授業の環境整備を図っていくというふうなお話でした。今、近つ飛鳥小学校でもかなん桜小学校でもホームページを本当に充実させていただいて、子供たちが宿題できるような環境を整えてくださっているというのは理解しています。それはとてもありがたいことだなというふうに思うんですが、保護者の負担というのがとても大きくなっています。

それと同時に、今やっぱり河南町は統合して、子供たちは子供たちの触れ合いの中で、先生方との触れ合いの中で人間として成長していくという、そういうふうな道を選んで進んできたわけでありまして。それがオンライン授業のほうに切り替わっていく、まだ当面先のことかも分かりませんが、これからコロナ禍が終息していかない中では、それも先を急いでいく必要もあろうかと思えます。

教育長としては、オンライン授業の教育効果というふうなものをどういうふうに見受け止めておられるのかということと、先生方をどういうふうに見てサポートしていかうとお考えなのかということをお伺いしておきたいと思えます。

それから、辻本部長に、先ほど力武議員の答弁漏れがあったものの答弁をお願いしたいと。皆、おうちの中で運動不足になっているというふうなことで答弁がなかったように思うんですけれども、それをいただきましたか。したの。じゃ、いいです。

○議長（小山彬夫）

あったのと違うかな、子供の体操をさすの。

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

これからの教育の在り方というような話をご質問いただいたんですけれども、例えば2020年に小学校の指導要録が変わります。この中で、先ほど来から出ています、今回文部科学大臣がやかましく言っていますGIGAスクール構想というのも一つにあります。これは、子供1人に1台のパソコンを与えて、オンライン授業を含めたそういうようなICT環境の中での教育を進めていこうという内容、これはグローバル化になっていく世界のスタンダードの教育のスタイルであるというように言われています。まさに、その指導要録に沿ってこれから小中学校共に進められていきます。

ただし、学校は塾でもないし、また特殊な私学でもありません。いわゆる市町村学校の公立学校の役割というのは、そこは十分認識していかないといけないと思います。子供たちは集団で学ぶこと、また先生方との交流、それからいろんな子供たちとの学び合いの中で成長していくというような環境がありますので、そういうような視点も忘れず、組立てを考えていく必要があるというふうに認識しています。

だから、一方でICTの環境整備、それから公立市町村学校としての役割、その辺の兼ね合いも考えながら学校教育を進めていきたいというふうに思っています。

確かに、これまで教職員のほうにつきましても、まだICTの内容というのはこれからスタートしていくというところがあります。ただ、将来的にはどうか、今までもICTの環境というのは言われてきていますので、独自で先生方自身で研修、学習、自習的に学んでおられる方もおられますし、一方で教育委員会のほうからも、そういうような研修の場も設定しています。

それから、まず校務支援という内容で学校のICT化を進めてきました。去年に構築しまして、今年はその運用に向けた準備を進めています。まず校務支援システムの導入と、それから引き続いてGIGAスクール構想へのつなぎ、その中で、教職員の研修も含めてそういうような環境整備を進めていきたいというふうに思います。

○議長（小山彬夫）

大門議員。

○2番（大門晶子）

そしたら、教育委員会のほうの取組というのは理解できるんですけれども、今度、保護者とか各家庭はどういうふうな環境を整えていく必要があるのかということをお教えください。オンライン授業が進んでいく中で、これから保護者の皆様方がどういうふうなことをやっていけばいいのかということをお教えください。



○議長（小山彬夫）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

実は2月だったですか、教育長の会議という、南河内の教育長が集まっているんな情報交換をする場があるんですけども、この中で今の話が出ました。今オンライン学習の話を進めている中で、一体子供たちのご家庭のICT環境が今どのレベルにあるのかなというのが一つ問題になるねという話が出ていまして、ある市町村においてはアンケート調査をしてみようかなど。いやアンケート調査は難しいでとか、正直そんな議論がなされています。

現にこれを実施しようとするれば、一定のご家庭のWi-Fiの環境とかインターネット環境とか、そういうものは知る必要があるのかなど。現に、ほとんどの家庭はそういうスマホもしくはパソコンの環境は基本的にはあるというように聞いているんですけども、まだ具体的な調査というか、アンケートは今のところ実施いたしていません。ちょっとまだ確認ができていないというのが現状です。

○議長（小山彬夫）

大門議員。

○2番（大門晶子）

保護者の方には、おうちのほうで子供たちを見られる環境にあるというおうちもありますが、それ以外にもパートで働いておられる方とか、そういうふうなご家庭もありますよね。両親がおられなくて、おじいちゃん、おばあちゃんがお孫さんを育てているという環境もあります。そういうふうな中で、いろんなものの環境を整えていくということと、家庭環境というのは子育ての中で保護者というか、周りの人間がどういうふうに関わっていくのかという観点も実は重要視していかないと、同じように同じものをそろえたとして、子供たちがそこで勉強できるという環境にはなっていないというふうに私は思うんです。それについて、もう一点だけ教えてください。

○議長（小山彬夫）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

先日も、松井市長の話だったと思うんですけども、まずは市立の高校から整備しないというようにおっしゃっていたと思います。やはり双方向での学習というのは、今まだ小学校低学年レベルでは、非常にまだまだ慣れない中では難しいのかなというふうに思っていま

す。その適正な年齢がどこなのかというのを、その環境の度合いも含めてこれからやっぱり我々もしっかりと研究していかないといけないのかな。与えて、過度に十分な効果が出ないというような結果であってはいけないと思いますし、そういう意味では、ちゃんと効果が出るような対応も考えた上で取り組む必要があるというように認識いたしています。

○議長（小山彬夫）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第16 議案第4号 令和2年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上野住民部長。

○住民部長（上野文裕）（登壇）

それでは、議案第4号の説明をさせていただきます。

補正予算書の19ページでございます。

議案第4号

令和2年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,261万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月8日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、20ページでございます。

「第1表歳入歳出予算補正」。

歳入。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金で120万円を追加いたしまして、歳入合計を18億1,261万8千円とするものでございます。

次に、21ページの歳出でございます。

（款）保険給付費、（項）傷病手当金で120万円を追加いたしまして、歳出合計を18億1,261万8千円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

26ページの歳出からご説明をさせていただきます。

（款）保険給付費、（項）傷病手当金、（目）傷病手当金、（節）負担金補助及び交付金で120万円の追加でございます。これは、先ほどご可決賜りました国民健康保険条例の改正に伴う給与等の支払いを受けている国民健康保険被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染または疑われる場合で労務に服することができず、給与等の支払いを受けることができなかった場合、給与の約3分の2を手当として給付するものでございます。

戻っていただきまして、25ページの歳入でございます。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金、（目）傷病手当金補助金、（節）傷病手当金補助金で120万円の追加です。歳出で説明いたしました傷病手当金は、全額この補助金で賄われます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第17 議案第5号 令和2年度河南町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

別冊になっております令和2年度河南町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号

令和2年度河南町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度河南町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益、既決予定額4億3,068万5千円、補正予定額582万7千円、合計4億3,651万2千円。

第3項特別利益、既決予定額0円、補正予定額582万7千円、合計582万7千円。

支出。

第1款水道事業費用4億5,031万3千円、補正予定額1,281万9千円、合計4億6,313万2千円。

第3項特別損失、既決予定額30万円、補正予定額1,281万9千円、合計1,311万9千円。

令和2年5月8日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、3ページでございます。

令和2年度河南町水道事業会計予算説明書でございます。

まず、収益的収入でございます。

（款）水道事業収益、（項）特別利益、（目）その他特別利益、（節）新型コロナ対策による損失の助成といたしまして582万7千円、水道料金を2期4か月分の基本料金の全額減免に対する2分の1相当分について、町からの助成金であります。

次に、収益的支出。

（款）水道事業費用、（項）特別損失、（目）その他特別損失、（節）新型コロナ対策による水道基本料金2期4か月分の減免として1,281万9千円でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

力武議員。

○7番（力武 清）

この提案そのものについては別に反対するものでも何でもないんですけども、私どもは超党派で、基本料金よりも今の在宅自粛の中で在宅者が多いと。特に内食をされる方が多くなっている。外食は禁止あるいは自粛されている中で、水道量を使う家庭が増えているという中で、全世帯に何が一番効果がある減額や減免やということで、廣谷議員や佐々木議員、河合議員と共に町長に直談判をさせていただきました。

しかしながら、回答は基本料金の4か月、それは視点が若干違ったとしても効果はあると思うんですけども、基本料金としたものは根拠は何なのか。根拠というよりも、使用料が増えたのに対して我々は料金を2か月でも減額なり無料にできないかと言って申入れをさせていただいたんですけども、その辺りの評価を下した過程というか、ここに至る根拠はどういう結果の下で結論を出されたのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（小山彬夫）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

今回、水道料金の減免を検討するに当たりまして、ほかの市町村等も参考にさせていただきましたけれども、基本的には基本料金の減免が大多数でございました。

基本料金と従量料金があるんですけども、従量料金はあくまでも使用した水量に対しての費用になってきますので、物を買ったらお金がかかるのと一緒で、その使用した分についてはやはり支払いをしていただいて、全世帯に一律にある基本料金のほうについて減免をしようというふうに考えた結果でございます。

以上です。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

もういいです、私は。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

今回の対応、大阪府下でほとんどが基本料金をやっていただいているということで、それは理

解するんですけども、今回、コロナ対策ということで特別損益で計上しているわけなんです。そう考えましたら、収入のほうも特別収益で全額補うのが普通だと思うんです。

例えば、このような形でしたら、水道の予算において水道会計においてマイナスになっていくわけです。今後やっぱり水道料金の値上げ等に関係するときに、この部分について影響が出てくると思うんですね、水道企業会計の内容的に。そう考えたら、今回はコロナ対策の特別な措置ということで特別損益で1,281万9千円上げているということは、特別利益で同じ金額を導入するというのが通常の考えじゃないかなと思うんですけども、その辺の対応でこうなっただけというのをお聞きしたいと思います。

○議長（小山彬夫）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

基本的に、ほかの団体でも水道料金の値下げについて、一般会計で満額支援しているところもあれば、もう水道事業会計の中で全額減免している、一般会計の繰入れをしていないというところもございます。基本的には、水道は事業なので、その収入をもって支出に充てるので、経営の独立からいうと、本来一般会計から繰入れをするのはちょっと違うんですけども、今回コロナ対策ということで折半をさせていただいたと。

おっしゃっているように全額一般会計繰入れという団体もございますが、今回は水道の独立採算の経営とコロナ対策で公費を半分入れるというところで、50%ずつという形でさせていただいたということでご理解いただきたい。

○議長（小山彬夫）

中川議員。

○8番（中川 博）

独立採算と言いましたが、水道企業は今赤字なんでしょう。ということは、そういうように支出する余力がないわけなんですね。そう考えたら、今回、緊急のコロナ対策としたら一般会計で全額を特別収益ということで入れるのが通常の考え方。それは各市町村によって違うと思いますけれども、河南町はやはりそういう考えが必要じゃないかなと思うんです。回答できるんでしたらしてください。

○議長（小山彬夫）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

確かに、水道事業で今回、単年度で赤字決算が続いております。水道の事業会計で100%の減免を行っているところというのは、やはり大きな自治体で水道事業経営がうまくいっているところは、水道事業会計だけでやっているところもございます。

議員仰せのとおり、全額を一般会計で繰り入れるという考えもございますけれども、今回は折半という形にさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小山彬夫）

佐々木議員。

○4番（佐々木希絵）

これもコロナ対策の一環で、全般的に河南町はすごくコロナ対策をマスクも含めてよくやってくれていて、私、ゴールデンウィーク期間中5日間毎日、辻に立っていても、そういう話をしたらすごく喜んでくださっているんです。というのが前提なんですけれども、住民の声は住民の声なので言いたいです。

マスクもなんですけれども、基本料金もなぜ世帯単位なんですか。世帯が多い家も少ない家もある中で、マスクは10枚、基本料金は一律で、国でやられている10万円だって1人10万円だけれども、世帯主が申請して世帯主の口座に振り込まれるんですよ。家庭内のパワーバランスが著しく違う家庭とかもたくさんあって、DVとかね。前の橋下徹さん、知事やったり市長やったりした人だって、うちは90万円あるから全部返します、受け取りませんとか、本人は10万円しかないのにあたかも90万円が自分の判断基準の中にあるような発言をしたり、世帯単位というのは、こういうときはまず早急にやろうとしたときにこれしか取りあえず手がなかったのかもしれないけれども、ちょっと立ち止まって一考できなかったのか。

何で、もう国で10万円出てしまったり、世帯主でと言ってしまったからしょうがないけれど、世帯にマスク2枚とか出ちゃったから町もそれに追随してという形かもしれないんですけれども、やっぱり世帯単位って変ですよ。その辺り、町長どう考えていますか。

○議長（小山彬夫）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

いろいろあると思うんですけれども、世帯というのは一つの家族かな、そういうふうになっている。当然ながら未成年の方もいらっしゃいますね、家族に。当然、その未成年の方も個人的人権もあるから個人個人はあるんですけれども、判断能力できる年齢がいつからかどうかというのもありますし、そういうような点で今、国のほうの考え方も、世帯主が申請す



る、世帯主が親権者であるという、そういうような考えの下に子供さんとか未成年の方の代行をするような、そういう仕組みでつくっている。でないと、1人ずつ親権をつくったりとか代理をつくったりとかいろんなことが想定されるので、そういう形を取っているのかなというふうに自分自身では考えています。

いろんなときに、水道料金も当然、1人ずつ水道の線を引いているわけじゃないので、世帯で1本引いてはるので、当然ながら世帯に請求が行って世帯で一つの支払い、減免ということになるかと思えますけれども、いろんなところで世帯でやるというのが正しいかどうか、個人的に1人ずつやるのも正しいかもしれませんし、それは個々判断していく必要があると思います。マスクもそうですけれども、絶対数の問題もありましてそういう形で迅速に配れる方法はないか、経費もかけないで配れる方法はないかといろんなことを考えた上での配布ということで、マスクのほうは理解していただきたいと思います。

あと、世帯主の考え方については、個人的な見解ですけれども、そういう形でございます。

○議長（小山彬夫）

佐々木議員。

○4番（佐々木希絵）

個人的といっても、それが町長の考えなので町の考えになるわけなんです。

マスクとかは配りやすい世帯単位でとか分かるんですけども、水道料金は基本料金だけじゃなくて、使用料も例えば10%、20%オフにしていたら、それが一番家族構成に応じた形で支援しやすいポイントなんです、水道料金の使用料は。そやのにやらなかったのは、本当に何か個々を軽視しているようにしか見えないんです。

もちろん、基本料金も無償にさせていただくのはすごくありがたくて、住民さんも喜んでるんやけれども、世帯というのがすごく引っかかっていて、特に女性とか未成年の意見があるような子やったらすごく不満を持っていますよ。

なので、今後何らかのコロナ対策とかをされるのであれば、ほんまは水道料金だって使用量に応じてやってほしいけれど、あるのであれば何か世帯じゃなくて個々でというような方向でやってもらいたいと思うんです。その辺りは玉川理事、どうでしょう。

○議長（小山彬夫）

玉川理事。

○地方創生特命理事（玉川英資）

個人的な意見は個人的な意見として、今までいろんな制度が世帯単位を前提につくられて

いるものが多いと思うので、こういう危機のときに新しい概念を利用すると、どうしても現場が混乱したり、やるのに時間がかかったりということがあられると思うので、ある程度世帯単位でやりつつ、さっき佐々木議員が世帯と個人のずれという例の中でDVの話をおっしゃったと思うんですけども、そういうふうに明らかに世帯単位を押し通すとおかしいよねというものについては、今回例えば特別定額給付金でも、これは世帯主が申請してきてもその人に渡すんじゃないくて、DVを受けている方が避難されている自治体から渡すみたいにされているものもあると思います。

実際どこまでできるかというのは難しい面がいろいろあると思うんですけども、危機時のときに平時と違う考えをいきなり入れてうまくいくのかということと、あと、やると決めたらあえてやらなきゃいけないですよというバランスの中で考えていくしかないのかなというふうに思います。

○議長（小山彬夫）

佐々木議員。

○4番（佐々木希絵）

でしたら、平時からちゃんと世帯じゃなくて個々に対応したようにしておいてください。これ、世帯単位じゃなくて個々でということは平時から私も言っているのに一向にならなくて、やっぱりこういうときにこういう形で出てくるんです。

なので、その辺りはまた考えておいてください。よろしくお願いします。

○議長（小山彬夫）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

日程第19 議案第7号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約等の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、議案第7号の提案理由を説明させていただきます。

議案第7号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約等の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約等の変更に関する協議を関係市町村と行うことについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月8日提出

河南町長 森田昌吾

提案理由でございますが、昨年8月6日の全員協議会で統合に関する中間報告、昨年12月13日の全員協議会において大阪広域水道企業団との水道事業の統合素案最終報告について一定ご説明をさせていただいた後、令和2年1月23日の大阪広域水道企業団首長会議において、統合案として承認されました。令和3年4月1日からの事業開始に向けまして、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の一部変更について、関係市町村と協議するものでございます。

変更内容につきましては、新旧対照表でご説明を申し上げます。

新旧対照表の一番最後です。46ページをご覧くださいと思います。

第1条は、大阪広域水道企業団の規約の一部を変更する新旧対照表でございます、変更

後のところに先ほど申し上げました藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町を入れるものでございます。

第2条につきましては、元号を「平成」から「令和」に変更するものでございます。

また、附則といたしまして、この規約につきましては来年、令和3年4月1日から施行するものでございます。

なお、本議案につきましては、既に藤井寺市、大阪狭山市及び熊取町が3月議会で議決されており、本町においてはこの臨時会議においてご審議を賜るものでございます。残る府内38団体については、6月議会にて審議を賜ることとしてございます。

以上で、議案第7号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山彬夫）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

力武議員。

○7番（力武 清）

ちょっと質問の項目が多いので、順番にいきます。

1つは、企業団に入るということで、水道事業は人々の生活の営みを続けていく上で最も大切な事業であることは誰もが承知しているところであるんです。それを前提にして質問なんですけれども、水道事業にとって安定的に安全に各家庭に確実に届ける、その基本的な事業が保障されるのかどうか、担保をまずお伺いしたいというふうに思います。

2つ目、企業団の規約によりますと、大阪市を除く府下43自治体が対象となっていますが、実際は、今回本町を含め4つの団体が加入しても14団体にしかありません。僅か3分の1であります。しかも、人口規模の大きい堺市、東大阪市、吹田市や豊中市といった団体が加入されていません。なぜこういった状況になっているのか、お伺いいたします。

3つ目、企業団に参加することによるメリットはどのようなものがありますか。それは、今の本町だけで仮に単独でやろうとするならば克服されないものなのか、お伺いいたします。

4つ目、経営統合と企業団に参加することの違いは何なのか、お伺いします。

5つ目、事業団に参加することによって、権限や指揮命令系統、議会、住民との関係はどうなるのか。

以上、5つお答え願いたいと思います。

○議長（小山彬夫）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

企業団と統合いたしましても、水道事業につきましては今までと何ら変わりなく水道の供給ができるのは当然保障されます。ここは間違いなく保障されるということで、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、企業団の規約に大阪市以外大きな自治体が入っていないということなんですけれども、企業団のほうに今参加している自治体というのが、どうしても町村であったり人口規模の少ない市が加入しております。そこは、やはり単独で今後いろんな事業を運営していく中でますます厳しくなっていくということで、規模の大きなところに統合していくという形になってございます。

河南町におきましても、今現在7名の職員で水道事業を行っておりますけれども、水道企業団になれば当然500名以上の職員が大阪府内いろんなところで作業している、もう水道のエキスパートというか、専門家の集団の団体のところに統合されるので、今よりかなりメリットがあるというふうに考えております。

それから、経営統合と企業団に参加することの違いということなんですけれども、企業団につきましては、平成22年度に大阪府内の42市町村が共同で設立しておりますので、もう既に企業団には河南町は参加しております。今回やるのは、今まで河南町がやっていた水道事業を企業団で行っていただくという内容の変更ということになりますので、経営統合と違いということではございません。

それから、企業団に参加することの権限、指揮命令、議会との関係ということなんですけれども、当然、企業団と統合することを機に、町が実施してきた水道事業を水道企業団が承継することになりますので、当該水道事業に係る内容につきましては企業団議会で決定されることになってきます。ただ、企業団議会は各事業体の議員33名の輪番制によって構成されて運営されますので、河南町議会との関係というよりは企業団の議会のほうで決定していただくという形になってまいります。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

よく分かりました。再質問させていただきます。

企業団に参加することによって分担金、負担金というのは発生するのか、発生すればどれぐらいになるのか、お伺いしたいと思います。

それと、以前全協でもらった資料を読みますと、10年間で2億9,200万円の補助金というのが資料として出ました。1年間に直したら3千万円弱になりますか、この活用はどういったものでされる予定なのか、お伺いしたいというふうに思います。

3点目は、現状、先ほどありましたけれども、本町の水道事業は実質的には赤字であります。使用料は単価が1㎡当たり168円、原価は202円で、34円の逆ざやで年間約2千万円の赤字という状況でありますけれども、参加することによって経営的な部分について克服できるのかどうかという問いをしたいというふうに思います。

○議長（小山彬夫）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

企業団に経営統合して参加することによって分担金、負担金はどうなるかということなんですが、企業団に事業を承継することによって新たに生じる負担金、分担金というのは、特にはございません。

それから、府補助金の活用というのはどういったものに使えるかということなんですけれども、府補助金の中には広域化事業等運営基盤強化等事業というのがございまして、広域化事業につきましては、広域化を契機に実施する事業として連絡管の整備が該当します。具体的に言いますと、本町では千早の川野辺と馬谷、あるいは水分低区と芹生谷の連絡管等の布設に活用できるということでございます。

それから、水道料金の赤字の話でございますけれども、企業団に統合したからといってすぐに水道の事業会計が好転するわけではございませんで、今やっている内容をそのまま、会計の部分につきましては統合しても河南町の中での会計という形になってございます。ですので、統合してすぐに効果が現れるというものではございませんが、今後何年か当然施設の更新とか出てくる段階では、当然そういったところでは大きなメリットは出てくるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山彬夫）

力武議員。

○7番（力武 清）

府補助金の活用についても一度質問させてもらいますけれども、2億9,200万円、これ、大宝地区でいいますと、老朽管で昨日も突発事故があって、今朝工事をしてはりました。老朽管の突発事故が非常に発生率が高い、四十数年たっていますので。そういった意味で、老朽管の更生などの活用には使えないだろうかという質問をさせてもらいます。

それと同時に、次の質問なんですが、企業団と4団体の統合によって事業運営体制を変更する場合は、お客様サービスが低下しないように必要に応じて移行期間を確保するなど、激変緩和措置を設けるとしておりますけれども、この激変緩和措置というのは具体的にはどういったものを想定されているのか、お聞きします。

次に、企業団に参加するまでもなく、当面の課題として有収率を改善しなければならないと私は提案するんですけれども、この問題があります。現在、本町の有収率は90.4%というふうにお聞きしておりますけれども、これを仮に5%改善することによって、700万円の経費が浮くこととなります。経営改善につながることができます。また、突発事故などによって修繕改修費用が年間600万円から700万円かかっていますけれども、これらの経営改善の取り組みをどのようにされていくのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（小山彬夫）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

府の補助金の活用で、大宝の老朽管のほうにその補助金は活用できないかということがございますけれども、府の補助金のほうにつきましては、先ほど言いました芹生谷とか町村界をまたいでやる広域化事業、それから運営基盤強化等事業というのがございまして、運営基盤強化等事業というのは、運営基盤を強化するために必要な施設の老朽管のやり替え、施設の更新、そういった部分についても、一部上限の設定はございますけれども活用ができるということになってございます。

それから、企業団と統合することによって激変緩和措置といった部分については、具体的にはどのようなものがあるのかということなんですけれども、当面は、企業団に入っても河南町水道センターということで、今ここで同じような作業をするという形になるんです。いずれたくさん自治体が参加することによってこの水道センターがなくなるといったようなときに、移転して違うところに行ったりお客様の窓口サービスをどこにするかといったと

きの経過をどうするかといったようなときの措置を考えているということなので、当面はまだ河南町水道センターでやっていくことになるので、具体的な緩和措置というのは、ここに窓口がなくなったときに、なくすに当たってどういうふうにしていくかというようなことと
いうふうに理解していただければ結構だと思います。

あと最後、有収率の回収でございますけれども、有収率が本町では大体90%ぐらいということで、大阪府の平均から見ますと若干多いという形になっています。どちらかというと、漏水に基づいてという、水漏れのやつで有収率が下がるんですけれども、そういったやつにつきましても、今後統合することによっていろんな更新もできるだろうというふうに考えておりますので、プラスになっていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山彬夫）

ほかにごいませんか。

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

水道企業団に、新旧対照表を見ているとあれですけども、今、河南町では水道企業団から1名職員を入れてやっていますわね。水道が赤字なのに水道企業団の職員を1人雇ってずっとやっている。その人件費でもばかにならんから、それでほんまに新旧対照表をこんな
のするだけで水道企業団を呼んで、玉川理事みたいに国から来て立派な仕事をしてはるよつて、それはそれで結構な話やけれども、これ、水道職員で企業団から来てもらうてどうい
う今役割を果たしてはるのか、それをちょっと教えてほしい。

○議長（小山彬夫）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

今、議員仰せのとおり、1名が河南町の水道のほうに派遣という形で来ていただいております。当然、統合する先との調整であったり、いろんな河南町水道事業の経営のシミュレーションとかそういった内容とか、ほかの団体との調整とか、いろんな部分で活躍をしていただ
いておりますので、経営統合がスムーズにいくために必要というふうに考えております。

○議長（小山彬夫）

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

これ、必要だったら、こないして先に水道企業団に入った市や町は何かいいことがあるのかというのを、先に入るわ、企業団の社員を1人やって河南町の税金でずっと賄って、何かおかしな具合になっておるんやけれども、その辺はほんまにメリットというのが見えてこない。就業機会によってこの条文を変える、いろいろ水道会計はずっと河南町の会計でやる、それやったら別に来てもらわんでも、6名でやったら十分にいけるのと違うかなと思う。そこへまた水質検査は下請に回して委託するというのは、ちょっとやめてもう一遍やってもらえるようになったけれども、その辺どうも何かおかしな話で、それはどうかな。

○議長（小山彬夫）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

今、町の職員として企業団から派遣していただいた方は働いていただいています。令和3年、水道事業が河南町水道企業団に行くということになると、今おる河南町の職員も企業団の職員になる。企業団の職員が河南町の水道事業をやるという形になる。

ですので、河南町の職員の身分を有したままずっと令和3年以降も河南町でやるというわけではなくて、明らかに企業団の事業として水道事業をやって、その職員は水道企業団の職員という形になります。水道企業団がやるということなんで、今来ていただいて、そのまま水道企業団に移行するというふうに考えていただければ結構かと思います。

一番最初、平成29年でしたか、千早赤阪村、太子町、四條畷市が参加されまして、その後第二弾があって今回我々は第三弾の企業統合ということになっているんですけども、先に入ったところが何か有利かということでは今のところはなく、今後、これから水道事業を運営していくに当たって、参加されたところのいろいろな話とかいろんなことを聞くと、やはり町としては体力もないので、ここは企業団に統合するのがメリットと。そやから、入る時期どうこうで今のところ何かが変わるということではないというふうには考えています。

○議長（小山彬夫）

廣谷議員。

○5番（廣谷 武）

非常に分かりやすい話なんですけれども、水道企業団に入って、水道管は40年の耐久のあれしかないし、替えていかなあかん。いろいろ資金が足らん。職員も足らん。それは重々分かってやっているんやけれども、これ、ループとかいうのになったら一番ネックは富田林市で、富田林市が入ってこそ本当にループになっていろいろやれる。やっぱり先に入るところ

のメリットというのを住民に言わな、職員を企業団から雇っている、入るのに都合がいいからやっている、そんな説明では1人雇うんやから、本当にそれ相応のことがちゃんと確約されてこうですと言うてくれやな、入るために手続が簡素化されていけるねんというような説明の仕方やなしに、これからはちゃんと、もっと細かく説明してもらわな、やっぱり1人職員を入れるというのはすごくおかしな話だから、国から来てもらってちゃんとして、やっぱり責任やからね。これは河南町の税金でやっているんやから、何か残してもらわなあかんから、その点お願いして、質問を終わります。

○議長（小山彬夫）

佐々木議員。

○4番（佐々木希絵）

水道事業というのは、やっぱり自治体の中で一番大事な事業やと思うんです。それを管の老朽で更新を河南町ではできなくなったから移行するということなんですけれども、本来であれば自治体単位で、自分のところの住民の水の安全というのは守って安定供給する。住民票を出すとかよりも一番本当に大事な仕事だと思うんです。

本来であれば私、これ反対したいところですよ。でも今、水道管を入れ替えないといけない、いつ来るか分からない地震で耐震管にどんどん替えていかないといけない、そのスピード感が必要やということで、ある程度の理解はしているんですけれども、古い水道管を四十数年前に入れたときに耐用年数というのはそもそも出ていたわけで、それは何で積み立ててくれなかったのか、入れ替えるというのを視野に何で今まで入れてこられなかったのか、どういうところがネックになっていたのかというのが一つ。

やっぱり一番これになって気になるのは、あるタイミングであつという間に民営化に移行してしまうんじゃないかという心配なんです。これを今通したら、民営化に対する議決権も水道企業の議会に移ってしまいます。なので、大阪市のいろんな広報とかを見ても、市長メッセージとかで民営化をえらい推していたりするんです。ああいうのを見たら、ほんまに今これをやってもいいのかどうかというタイミングなのかとかもあるんで、今までいろんな質問をしていて、民営化はないということを今日の朝もちらっと言ってもらったんですけど、それ、何でそういうことが言えるのかということと、今、力武議員もおっしゃっていたけれども、古い管をどんどん入れ替える、その計画というのは水道企業団に移行したら必ず達成できるのか、その計画というのは今もう既にあるものなのかというあたりをお答えください。

○議長（小山彬夫）

辻宅課長。

○まち創造部副理事兼上下水道課長（辻宅英之）

大宝の古い管なんですけれども、もともとずっと更新ということで考えておりましたが、やはり人口減少によりまして収益が上がらない。集落内につきましてはほとんど下水道事業で更新しております。というところで、人口減少で収益が上がらないというところが一番大きな原因で、そこでこの統合のお話をいただきまして、統合の中で補助金を頂きながら更新していくというところがございます。

計画というのは統合のシミュレーションの中でもしております。

○議長（小山彬夫）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

今、大阪水道企業団が目標にしておるのは府域一水道ということで、大阪府全域を一つの水道という形で進んでおりまして、どちらかという、それは今の企業団の経営の中で考えていただいているということで、そこを目標に頑張っていっていただいている。それを民営化して民間の事業者がそれをやるというよりは、企業団のほうが当然そちらのほうに向かうというふうに考えておりますので、民営化になることはあまり考えられないのではないかとこのように考えております。

○議長（小山彬夫）

江尻副理事。

○まち創造部副理事（江尻武弘）

企業団が民営化に移行するかどうかというところなんですけれども、今、企業団自体は広域化に向かってかじを切ろうとしています。3月24日に各議員に配付させていただいた在り方協議会の報告書でも記載されているんですけれども、今、大阪府がかじを取って府域一水道を目指して頑張っていこうという機運になっておりますので、民営化ということで経営を民に渡していくというふうなことではなくて、民の力というのは借りられるところは借りる。要は今、企業団で考えているのは、管路の更新のスピードアップとかコストメリット、スケールメリットを働かせようということで、デザインビルドということで設計施工を一つの業者さんのほうにお任せするとか、大型発注ロット化して管路の更新のスピードを上げていこうとかというふうなところを考えておりますので、宮城県とかでやっているような民営化に向かった動きというのは、ちょっと今の時点ではあり得ないのかなというふうに思っています。

○議長（小山彬夫）

佐々木議員。

○4番（佐々木希絵）

古い管を入替えしていくのに計画はあるのかという質問で、どういう計画になっているのかという質問をしたんですけれども、計画はありますしかなかったのか、どういうことになっているのか教えてください。

○議長（小山彬夫）

江尻副理事。

○まち創造部副理事（江尻武弘）

今、12月13日の最終報告、全協でもご説明させていただいたところでも、更新事業費というのを記載させていただいていたと思うんですけれども、大宝地区とかですと昭和40年代に布設した管というのがもうそろそろ限界を迎えていて、毎年毎年大宝地区のどこかで漏水しているとかというふうなことで、ほんまにもう一気に更新していかなあかんというふうな待ったなしの状況の中で、今回統合することによって国から大阪府経由で補助金を交付してもらいます。その補助金を財源に一部活用することによって、今の水道事業会計の財源の一部としてやっていくというふうなことで、アセット・マネジメントというふうなことで計画的に更新していく計画というのを12月に説明させていただいて、1月23日に河南町長も出席させていただいた首長会議で合意形成がなされたところなので、その計画に基づいて統合は更新事業を毎年毎年非常に多くやっていく予定になっております。

○議長（小山彬夫）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山彬夫）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小山彬夫）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（小山彬夫）

以上で、本臨時会議の議事日程は全て終了いたしました。

本臨時会議の閉議に際し、森田町長より挨拶の申出がございましたので、お受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）

令和2年河南町議会5月臨時会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

このたび、本臨時会議におきましてご提案させていただきました案件に対し、慎重審議の上ご可決を賜り、ありがとうございます。

開議の挨拶でも述べましたが、新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が5月31日まで、今月末まで延長されました。皆様におかれましては、お体に十分ご留意いただきましてご活躍されんことをお祈り申し上げまして、閉議のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山彬夫）

森田町長の挨拶が終わりました。

本臨時会議の会議におきまして字句等の修正がございましたら、議長において修正させていただきたいと思っております。また、議席の変更に伴い、議員駐車場も明日以降から変更となりますので、よろしく申し上げます。

それでは、これをもちまして令和2年河南町議会5月臨時会議を閉じます。散会といたします。

大変ご苦労さんでした。

午後4時40分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（４番）

署名議員（５番）